



オリンピックほいくえん



社会福祉法人オリンピック保育園

オリンピック保育園

〒182-0016

東京都調布市佐須町3丁目1番地5

TEL 042-482-4331

FAX 042-488-8232

ホームページ <https://www.ans.co.jp/n/orinpia>



オリンピック保育園 園のしおり 目次

はじめに、理念、保育方針、保育目標他	1 ページ
オリンピック保育園施設の概要	3 ページ
お願いと気をつけて頂きたいこと	7 ページ
プライバシー、個人情報等の取扱い	9 ページ
園生活にご準備頂く持ち物について	10 ページ
その他のお知らせ	18 ページ
延長保育について	19 ページ
給食について	
授乳と離乳食・食材他	22 ページ
離乳食	25 ページ
保健について	
登園時のお願い他	27 ページ
登園許可が必要な感染症（学校伝染病）	29 ページ
園として報告書が必要な感染症について	32 ページ
証明書、報告書がいない感染症について	36 ページ
投薬について	39 ページ
オリンピック保育園の安全確保について	
大地震にそなえて	45 ページ
「苦情申出窓口」の設置について	48 ページ
資 料	
登園許可申請書・登園許可証明書・報告書	
災害訓練シナリオ・非常災害訓練計画	
駐車場案内図	

はじめに

当園は、かつての武蔵野の清らかな流れが戻りつつある野川の近くにあります。そんな野川沿いは、子どもたちのお散歩コースのひとつとなっています。

豊かな可能性を持った子どもたちを守るために、保護者の方々と私たちは共に子育てしていきたいと思います。

このしおりは、そんな願いを込めて作りました。どうぞ、ご理解とご協力をお願いします。

理 念

『子供いきいき』と『子育ての支援』

「全体的な計画」に沿った保育目標を立て指導計画等の作成により、子どもたちが心身ともに健やかに育つことを願って毎日の保育に取り組みます。

保育の特性を活かし、養護と教育が一体となって「豊かな人間性を持った子どもを育成する。」ことを理念とします。

子どもを取り巻く環境の変化に対応して、保育所には地域における子育て支援のために、乳幼児などの保育に関する相談に応じ、助言するなどの社会的役割も必要となっています。在園の家庭のみならず、地域における子育て支援の一環として、子育てひろば事業にも積極的に取り組んでいます。保護者の労働と子育てを助け、子育てが実感できるような施設であることを理念とします。

オリンピア保育園の保育内容



保育方針

愛されている安心感を覚え 人を愛し
信じてもらう喜びを感じ 人を信じ
あたたかい思いやりを受け 人を思う
心豊かに・・・
生きる力を得て たくましく生きていくこと

- 子どもを一人の「人」として認め、個性と自主性を尊重します。
- 子どもを信じ、愛情を持ち、安心して過ごせるように接し、自分の思いや考えを表現する力を引き出します。
- 感動と好奇心が突き動かされるような体験を通して、身体と五感を精一杯使い、考え行動し続ける力を育みます。
- 異年齢の交流を通して、思いやり、協調性、道徳心を育みます。
- 一人ひとりが充実感を得るため、遊びが充分できる環境を用意し、健やかな心身を育みます。
- おもいきり遊び、空腹を感じて喜んで食べられるよう、食への意欲を育みます。
- 子どもの日頃の様子を共有し、成長を共に喜び、保護者と信頼関係を築きます。
- 子どもにとって安心できる基地となるように、家庭と保育園が協力しあいます。
- 地域社会や関係機関と連携し、地域の子育て支援など、社会的役割を果たします。

保育目標



- 自己肯定感をもち、自分を大切にする子になろう
- 自分の思いや考えを、様々な形で表現できる子になろう
- 身のまわりの事象に気づき、好奇心を広げる子、探究心を深める子になろう
- 思いやりの心をもち、人との関わりを大切にする子になろう
- おもいきり遊ぶ中で色々なことを体験し、心身ともに元気な子になろう

全体の計画の作成

年間指導計画、月間指導計画、週間指導計画、
日案（デイリー）指導計画を作成しています。



幼児異年齢交流保育（グループ）

当園では、3歳児クラスになると異年齢のグループでの保育になります。

グループは「おうち」です。一日のほとんどをグループで生活していく中で、子どもたちは自分の居場所をしっかりとつけていきます。

きょうだいのように育ちあう中で、子どもの限らない可能性を伸ばし、自分のことを「大好き」と思える瞬間を重ねていくお手伝いをしたいと考えています。

詳しくは、パンフレットにあります『オリンピック保育園の異年齢保育 グループはおおきな
おうち～きょうだいのように育ちあう～』をご覧ください。

2歳児クラスから幼児クラスに上がる際には懇談会にて詳しくお知らせいたします。

ご不明な点はいつでもお気軽にお問い合わせください。



オリンピック保育園施設の概要



施設名 オリンピア保育園

所在地 〒182-0016 東京都調布市佐須町3-1-5

TEL 042-482-4331

FAX 042-488-8232

ホームページ <http://www.ans.co.jp/n/orinpia>

敷地面積 1053.10㎡ 延床面積 938.27㎡

構造 鉄筋コンクリート造 一部3階（平面図についてはパンフレットをご覧ください。）

定員・クラス編成 定員 95名 受入れ児童数 109名

クラス・グループ名	たんぽぽ	すずらん	きく	ゆり	ばら	たけ	異年齢児交流保育(グループ)		
							にじ	ほし	やま
年齢	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	3～5歳児		
認可定員	12	19	19	15	15	15			
受入れ定員	12	19	19	19	20	20	19	20	20
職員配置	6	6	5	3	2	2	2	2	2

職員配置は東京都の最低基準以上を満たしています。職員の配置、クラス・グループ数は年度により多少の変更をする場合があります。また、補助にフリーの保育士が入ります。

職員

園長、主任保育士、副主任保育士、保育士、看護師、栄養士、調理員、事務員、早朝及び延長保育助手等

開所時間

午前7時～午後7時（開所時間のうち延長保育午後6時～午後7時）

休園日

日曜、祝祭日、年末年始（12月29日～1月3日）

以下の場合には調布市の決定や園の判断により、休園・開所時間の短縮をする場合があります。

- ・台風等の自然災害により、お子様・保護者様の登降園や職員の出勤が危険と判断した場合
- ・疾病等の感染拡大により、開園が不可能となった場合

嘱託医

いしいこどもクリニック：院長 石井敏夫

調布市調布ヶ丘3-19-12 1F 042-483-0101

休診日 日曜・祭日 木曜日

詳しい診療日、診療時間、予約はウェブサイトをご覧ください。

※歯科担当 竹内歯科：院長 山崎美希

調布市佐須町2-17-1 042-486-0381

詳しい診療日、診療時間、予約はウェブサイトをご覧ください。

保育園での一日

日案（デイリー）指導計画により、個々の子どもの成長、発達に対応した保育を行ないます。
 下表は日常的なプログラムです。行事や園外保育等に伴い変更する場合があります。
 また、日々の活動の内容等については各クラス（グループ）にてお知らせいたします。

時間	0歳児		時間	1-2歳児			時間	3-5歳児		
7:00	早朝保育 順次登園 検温後受け入れ。 お子様の様子や 連絡事項などの 情報を共有しま す。		7:00	早朝保育 順次登園 お子様の様子や 連絡事項などの 情報を共有しま す。	排 泄 ・ 水 分 補 給 ・ 検 温 は 必 要 に 応 じ て 行 い ま す		7:00	早朝保育 順次登園 お子様の様子や 連絡事項などの 情報を共有しま す。	排 泄 ・ 水 分 補 給 ・ 検 温 は 必 要 に 応 じ て 行 い ま す	
8:30			8:30				8:30			
			9:45				9:35			
10:30	授乳、 離乳食	水分補給	10:00	遊び				グループ活動 年齢活動		
			11:30				11:30			
			12:30							
14:00	検温（検温はこ の他にも必要に 応じて行いま す。）	睡眠		目覚め おやつ			12:45	午睡（お昼寝）		
		排泄					14:30			
14:30		遊び	15:00				15:00			
	検温		15:30	検温（1歳児クラス） 遊び						
16:00							17:00			
17:00			17:00							
18:00	1歳以上児は 延長保育 （要事前登録）	順次降園	18:00	延長保育 （要事前登録）	順次降園		18:00	延長保育 （要事前登録）	順次降園	
19:00			19:00				19:00			

主な年間行事予定

毎月	乳児計測 幼児計測 0歳児健診 布団乾燥		
月2回	年長児活動（和太鼓他） 幼児運動遊び 避難訓練		
年2回	1歳児以上健診 歯科健診 幼児歯磨き指導		
4月	※入園	10月	※うんどうかい（幼児組）
5月	遠足 消火訓練 ※懇談会	11月	遠足（幼児）（※年長児のみ親子）
6月	じゃが芋掘り（2歳児・幼児組）		5歳児観劇会
7月	七夕	12月	※お楽しみ会
	プール開き（6月になる場合があります。）	1月	※懇談会 もちつき会
9月	※防災引渡し訓練	2月	節分 観劇会 修了写真※懇談会
	プール納め	3月	ひなまつり会 ※卒園式



- 誕生日は各クラス、グループでお祝いします。
- 上記の他子育てひろば事業の内容により、園児の参加があります。（音楽会など）
- ※印は、保護者の方にも参加していただく行事です。（卒園式は卒園児の保護者の方のみ）ご協力の程お願いします。
- 当園では、年3回程度の子育て講演会を開催しています。
毎回多彩な講師をお迎えしています。是非、ご参加ください。
- 年間行事予定表は別紙配布いたします。尚、詳細は毎月の園だより、園内掲示等を通じてお知らせいたします。また都合により変更する場合がございます。
- 保育参加をお受けしています。担任までお声かけください。時間は9時30分から11時30分まで。給食の提供はありません。
- 年長児和太鼓と幼児組運動遊びは講師の指導となります。（担任も参加します。）
- 0歳児健診と1歳児以上健診の日程は、年間行事予定表にてお知らせいたします。

保育園の生活に慣れるまで

新入園児のお子様は、初めての新しい環境の中での緊張感もあり、保育園での集団生活に慣れるまで、多少の時間がかかると思います。その為保育時間は、保育園生活に慣れるまで一人ひとりのお子様への個別対応時間となります。

お子様のこれからの保育園生活の為に、ご理解とご協力をお願いします。

- 「慣れ保育」期間中は、午前8時30分から午前9時頃までに登園してください。
- 0歳児（たんぽぽ組）の場合、離乳食の時間によってお迎え時間が変わります。担任とご相談ください。



保育時間

- 保育時間は市が認定した保育時間（保育標準時間、保育短時間等）により保護者の入園要件を考慮した時間になり、個別に決まります。

入園要件が保護者の就業の場合、保護者が一人でも休日の時は家庭保育となります。

- 入園要件以外の理由では、保育をお受けすることはできません。
(産休・育休・病休を除く)入園要件に変更が生じた場合は、速やかに園に申し出てください。要件の変更内容によっては、保育標準時間認定から保育短時間認定又はその逆に変更となる場合があります。



- 保育短時間認定の保育時間は午前8時30分から午後4時30分となります。

延長保育

- 当園の延長保育（午後6時～7時）は、勤務時間と通勤時間をあわせ午後6時以降の保育が必要な満1歳を迎えたお子様からご利用頂けます。
- 保育短時間認定時間の枠を超えて保育をする場合は午前、午後それぞれに延長保育料がかかります。金額については調布市で統一されていますので別途お知らせ致します。
- 利用には別途お申込みが必要となり、※所定の手続き終了後から登録され利用できます。

※所定の手続きや詳細については19ページよりの[延長保育について](#)をご覧ください。

- 延長保育は登録されている方のみ利用できます。
未登録の方が午後6時を過ぎてお迎えの場合は、
1回につき1,500円の『未登録延長保育利用料』が発生します。
- お申込み頂いてもお届けの勤務時間等によりご利用頂けない場合があります。
詳しくは事務までご相談下さい。



お願いと気をつけていただきたいこと



登降園について

- 登降園は園名ホルダーを着用して原則保護者の方が行うようにしてください。
劣化による破損などがありましたら交換いたしますのでお持ちください。
園名ホルダーを紛失した場合100円でご購入いただきます。
保護者以外の方がお迎えの時は、必ず保育園までご連絡ください。
- 朝食は、必ず済ませて登園してください。
- 保育園では、衛生管理上また食物アレルギー対応のため食物について細心の注意をはらっています。施設内での飲食はおやめください。また、口のまわりや洋服に付いた食べこぼし等にもご注意ください。
- 登園をする日の朝に、ご家庭で検温をお願いします。
- 毎日、お子様の体調等について、アプリにてお知らせください。
- 通常9時30分までに登園してください。
欠席・遅刻はアプリをご利用ください。
欠席・遅刻の連絡は必ず午前9時30分までにお願いします。
- 毎日の連絡帳は登園時間までに送ってください。9時以降に登園する場合は、最終9時までには連絡帳を送信してください。
- 午前7時30分から8時30分の間は、留守番電話になります。その他、保育中で電話に出られない時も留守番電話になることがあります。お名前とメッセージを入れてください。 ※電話がつながりやすい時間帯 8:30~17:00
- 遅刻のご連絡をいただいた場合、給食は提供できますが保管時間は12時までとなります。12時以降に登園される場合は、昼食を済ませてからおいでください。
- 土曜日の登園は、登録制となります。保護者様お一人でもお休みの場合は家庭保育になります。
- 登降園時には、必ず担任や当番職員に声をかけて送迎してください。
- 通園途中は、交通事故等に気をつけましょう。
- バギーを園に置いてお仕事に行かれる場合は、正面玄関左手のバギー置き場にたたんで入れてください。
尚、破損などの事故については、園では責任を負いかねますのでご了承ください。
- 降園時は園庭で遊ばないでください。思わぬ事故につながる場合があります。
- 保育園は子育ての情報交換の場と心得ておりますが、お迎え後の保護者間でのお話は、絶対にお子様から目を離さないようお願いいたします。
- 各クラスにありますウォールポケットは、保護者の皆様の連絡手段として使用できますが、お手紙や品物を入れる場合はトラブルの原因になる場合があります。
事前に職員までお声かけ下さいますようお願いいたします。



オートロックについて

- 門扉の開閉及びテンキーの操作は必ず大人が行ってください。
- 防犯上、暗証番号は関係者以外教えないでください。

〈園に入る時〉

暗証番号で開ける方法・・・テンキーのカバーを開けて暗証番号のキーを押してください。

暗証番号は、毎年度変更します。別紙にてお知らせします。

ピッという解除音の後、ドアの取っ手を下におろしてドアを押して開けてください。

インターホンで職員を呼び出していただくことで、園内で開けることもできます。

〈園から出る時〉

ドアの取っ手の上にある丸型のつまみを右に回します。この時つまみは固定せず、すぐ元の位置に戻ります。これでロックは解除されます。閉まれば自動で施錠されます。

車での送迎と駐車場について

- 三鷹通りから祇園寺通りまでの園南側道路（八雲台通り）はスクールゾーンのため土日休日を除く午前7時30分から9時までの間車両通行禁止となっています。送迎のための通行でも調布警察が発行する通行許可証が必要になります。許可証の申請には在園証明書が必要となります。申請される場合はお申し出ください。
- お車での送迎は、都道側の駐車場は歩道に乗り上げる形で入出庫してください。特に歩行者には十分注意して、事故に注意し安全運転をお願いします。
- チャイルドシートが義務となっております。お子様の安全のために必ず使用してください。
- 当園では、都道側に3台と※園の北側裏に3台あります。※後ページに地図があります。近隣の迷惑になりますので、路上駐車等の違法駐車は絶対におやめください。
- 混雑時には早めにお仕度を済ませ次の方に替わっていただくようお願いします。特に雨の日は、お車での送迎が増えます。ご協力をお願いします。
- 事故等については園では責任を負いかねますので十分注意してください。



自転車での送迎と駐輪場について

- 車に気をつけてください。特に都道側には当園の駐車場がありますのでご注意ください。
- お子様を自転車に乗せる場合は自転車用のチャイルドシートを装着し、お子様自身はヘルメットを着用してください。園内にヘルメット掛けを用意しています。
- 事故や転倒には十分注意し、特にお子様を乗せたまま保護者の方が自転車から離れる等の危険行為はおやめください。
- お子様自身が運転する自転車通園は危険が伴いますのでおやめください。
- 正門前が駐輪場になっています。混雑時は園庭内の正門前にとめてください。
- 危険ですので、自転車は駐車場にはとめないようにしてください。また、歩行者の迷惑になりますので歩道にはとめないでください。



プライバシー、個人情報等の取扱い



保育参加及び参観時の写真、ビデオ等の撮影について

プライバシーへの配慮のひとつとして、保育参加の写真撮影等については、原則としてお断りしています。

ただし、うんどうかいやお楽しみ会等、写される側双方の保護者の方が同席している場合は、保護者のご了解を得ているものとして取り扱います。
ご理解、ご協力の程宜しくお願い申し上げます。



園での写真、ビデオ等の撮影について

ホームページ、クラスだより、求人サイト等に写真を掲載することがあります。

お子様の誕生月に園内に写真を掲示します。

保護者の皆様ご購入いただける写真として、プロのカメラマン撮影による写真をインターネット等で販売しています。※年に3回ほど職員が保育中に写した写真も販売することがあります。お子様の写真については、毎年度『写真についてのご意向伺い書』により保護者の皆様に確認いたします。

職員研修や懇談会での放映などの目的でビデオ撮影をする場合があります。目的以外で使用することはありません。また外部に提供する場合はその都度保護者に確認します。

個人情報の保護について

当園でお預かりしております個人情報については、オリンピック保育園個人情報保護規程により厳重に管理しております。また職員全員に守秘義務があり、業務上知りえた個人情報については他に漏れることはありません。

調布市保育所児童保育要録・個人情報等の公的関係機関への提出について

「保育所保育指針第2章4（2）（小学校との連携）」において、保育所に入所している全ての子どもの就学に際し、子どもの育ちを支えるための資料「保育所児童保育要録」を園にて作成し就学する小学校に送付いたします。

児童名、生年月日、保護者名、住所等の個人情報を公的関係機関に提出する場合があります。

子どもの人権擁護、虐待防止について

当園では、当園を利用する子どもの人権の擁護、虐待防止等のため、責任者の設置等必要な体制の整備を行うとともに、当園職員に対し、研修を実施する等の措置を講じています。

『調布市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例』について

上記の条例において、保育施設の運営にあたり、11項の遵守項目が定められています。この条例の全文をご覧になりたい方は園長、事務室までお声かけください。

園生活にご準備頂く持ち物について



服装について

- 気温の変化に応じて調節でき、安全面にも留意した活動しやすい服装、年齢に応じて自分で着脱しやすい服装、汚れても構わない服装で登園してください。
- ズボン丈、袖丈の長い場合は上げをしてください。
- フードのついた服、スカートは、外遊びの時など危険ですので避けてください。
- ヘアーゴムは、小さくて切れやすい物、飾りのついた物は危険なので使用しないでください。
- 黒っぽい服装、柔軟剤等の臭いは蜂が好みます。時期により避けることをお勧めします。

持ち物について

- お子様の持ち物にはすべての物に必ずはっきりと名前を書いてください。
名前の他にお子様自身がわかる目印（刺繍、マーク、リボン等）をつけていただくと、わかりやすいです。
- スtock袋（園での配布）の中身は衣類プレートの数を入れてください。
- 布団カバーのアイロンプリントは、熱風で布団乾燥消毒をする為、はがれることがありますので避けてください。
- 保育園からお渡しするカラー帽子はお散歩などで、園外にてかぶることもあります。
防犯上、表にはお子様の名前は付けなくてください。（名前のアップリケなど）
- 保育園には無用の物は持たせないでください。（お金、お菓子、玩具など）紛失、破損などについて、園では責任は負いかねます。
- 幼児の通園バッグは**散歩でも使用いたします。キーホルダー等は付けなくてください。**
- クラス別の持ち物については、次ページよりお知らせします。
- 紙おむつの使い放題サービス『おむつん』を導入しています。
詳細は別途お知らせします。



肌着・タオル等を忘れた時

- 当園では衛生管理上の理由で、タオルや肌着等の貸出しはしていません。しかし、忘れ物や不足などでお子様の生活に支障が生じる場合がありますのでご購入いただきます。
園では、最低限の物品だけ用意しています。数に限りがありますので、サイズ等の用意ができない場合があります。
必ず持ち物の点検、補充をお願いします。
伝票にてお知らせしますので翌登園日までにお支払いください。
〈販売品目〉 紙オムツ 紙パンツ 肌着 おしぼりタオル(手拭き、エプロンにも代用)
浴用タオル(主に夏期のシャワー、プールに必要)
- 価格は園の購入金額により変動します。
- 上衣、ズボン、靴下、シーツはお貸しします。数に限りがありますのでお洗濯をしてなるべく早くお返してください。布団カバーが乾かなかった時は、バスタオルでも代用できますので2枚お持ちください。（あくまで代用ですので乾き次第お持ちください。）

共通・クラス別の持ち物

- 枚数は個人差があります。常時、補充は充分にお願いします。
- 肌着類、タオル類の貸出しは安全衛生面から行なっておりません。
点検、補充をお願いします。尚、忘れた時は職員までお声かけください。
- 布団1組とカバー（白無地）1組は園で準備いたします。
洗い替えとしてのカバーは、各ご家庭でご用意ください。
- 毎月1回専門業者による布団乾燥消毒があります。（費用は園で負担します。）
- 布団カバー上下、上履き等は毎週末に持ち帰り、お洗濯をお願いします。
次の物は園で準備いたします。

⇒カラー帽子、おたより帳（幼児）

カラー帽子とおたより帳は紛失した場合は実費をお支払いいただきます。

共通の持ち物

□ ビニール袋 1束

30cm×40cm位 濡れたもの他、様々使用します。
たまに子どもたちのお散歩のお土産も入ったりします。



□ 袋 1枚

洗濯物を入れる袋です。
エコバックのようなものをご用意ください。
ナイロン、綿など材質は問いませんが持ち手が
細めで柔らかいものと助かります。
（O. 1歳児クラスのフックが小さいため）
ひもを通した巾着袋のようなものは避けてください。



□ 布団カバー（上下） 園から1組配布します。

① 名前の位置は次のところにお書きください。



敷布団

①表(寝る面)は向かって右上

③

②裏(床につく面)は真ん中。

掛布団

③表(外側)は中央に名前を書いてください。

内側は必要ありません。

柄物で洗い替えをご用意いただく場合は、
無地の布を貼って名前を書いてください。

＜カバーのサイズ目安＞

敷布団カバー 縦115cm～120cm 横65cm～70cm

掛布団カバー 縦115cm～120cm 横75cm～80cm



②



□ おねしょパット

敷布団とカバーの間に敷きます。大型スーパーやベビー用品店、
布団屋さんで購入いただけます。

共通の持ち物

□ 外遊び用の靴



0歳児は適宜

1歳児からは履きやすいものをお願いします。

かかと部分の上に引っ張るひもをつけると、
お子様自身が履きやすくなります。

履いてきた靴でも可。



□ マイシートの袋

★中のシートは園で準備します。



布製の袋

縦40cm × 横30cmでご用意下さい。

シートの出し入れ口に

スナップボタンをつけてください。



★マイシートとは・・・

子どもたちは、保育園で日々いろいろな活動・遊びをしています。園庭や園外で思いきり体を動かし、室内では、ブロック、積み木、お絵かき、おままごと、絵本など楽しんでます。ともだちと一緒に遊ぶことは楽しい。・・・でも時にはひとりで遊んだり、安心して落ち着ける場所も必要なのです。そんな場所を確保するために『マイシート』を作ります。みんなで使うものが多い保育園の中で自分だけのものがある・・・それが『マイシート』なのです。

中のシートは園で用意します。それを入れる袋を各ご家庭で用意して下さい。市販の袋でも良いですが、お子様にとっては保護者の方と一緒に布選びも楽しいイベントですよ。乳児クラスではマイシートを袋に入れて二つに折って抱っこしてぬくもりを楽しんでいる姿もみられます。幼児クラスでは、中のシートは、遊びの内容によりどんな形にも変化する魔法のシートです。お手数をおかけしますが、ご協力の程お願いします。



□ お手拭タオル 1枚

ひものついたタオル

市販のものでも、おしぼりタオルにひもをつけたものでもOKです。



□ コップ・コップ袋

0歳児はコップで飲むことができるようになってから使います。

毎日持ち帰ってコップは洗ってお持ちください。

0歳児 たんぽぽ組の持ち物

個人差があります。枚数は参考数量です。



□ 紙オムツ・紙パンツ 8枚(組) 位

記名をお願いします。

場所は前面に記入してください。

□ 肌着上 4枚

月齢にもよりますが、頭からかぶるもの、

股の所にスナップがないものをお願いします。

□ 衣類 上下 4組(名前は裏に書いて下さい)

動き出したお子様にはつなぎは適しません。

□ 靴下 2足

すべてに記名をお願いします。

□ ガーゼのハンカチ 3枚

哺乳瓶での授乳時に使います。

□ 食事用エプロン・おしぼりタオル 各3枚

離乳食の時期等で枚数が変わります。(3枚以上は使いません。)

よだれかけのような短いものは適しません。

タオルは一边が30cm位あるものが望ましいです。

□ エプロン、タオル持ち帰り袋 1つ

ジッパーパックのLサイズをお持ちください。

□ チャック付メッシュポーチ 40×28 1つ

(戸外遊びで汚れた衣類や水で濡れた衣類など入れます)

□ おしりふき 1袋

(ケースに入れないでください。)

1 歳児 すずらん組の持ち物

個人差があります。枚数は参考数量です。



- 紙パンツ・布パンツ(含むトレーニングパンツ) 8枚(組) 位
歩きだしたお子様には、寝かせて換えるオムツは
適しません。
できるだけ、パンツタイプをご用意ください。
記名をお願いします。場所は前面に記入してください。



- 肌着 4～5枚
頭からかぶるもの、股の所にスナップがないもので
お願いします。



- 衣類 上下 各5枚(名前は裏に書いてください)

- 靴下 2足



- 食事用エプロン・おしぼりタオル 各3枚
よだれかけのような短いものは適しません。

- エプロン、タオル持ち帰り袋 1つ
ジッパーパックのLサイズをお持ちください。



- チャック付メッシュポーチ 40×28 1つ
(戸外遊びで汚れた衣類や水で濡れた衣類など入れます)



- おしりふき 1袋
(ケースに入れないでください。)

2歳児 きく組の持ち物

個人差があります。枚数は参考数量です。



- パンツ 3枚位
必要な場合は紙パンツ 5～6枚位



- 肌着 3枚

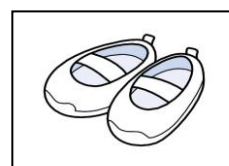


- 衣類 上 3枚 □衣類 下 5枚
(名前は裏に書いて下さい)

- 靴下 3足



- 食事用エプロン 2枚(給食・午後のおやつ用)
- おしぼりタオル 3枚(給食・午前と午後のおやつ用)
よだれかけのような短いものは適しません。



- エプロン、タオル持ち帰り袋
ジッパーパックのLサイズをお持ちください。

- 上履き

- チャック付メッシュポーチ 40×28 1袋
(戸外遊びで汚れた衣類や水で濡れた衣類など入れます)



- おしりふき 1袋 (ケースに入れないでください。)

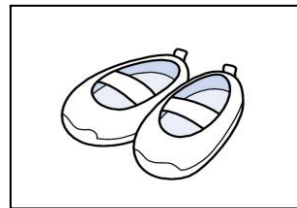
- マスク 5～6枚 記名をして袋に入れてください。

幼児組・・・3歳児・4歳児・5歳児（ゆり組・ばら組・たけ組）の持ち物

個人差があります。枚数は参考数量です。



- パンツ・肌着 各3枚位
必要な場合は
紙パンツ 5～6枚



- 上履き



- 衣類 上 2枚



- 衣類 下 3枚

（名前は裏に書いてください）



- 靴下 2足



- おしぼりタオル 2枚
（給食とおやつ用）



- 水筒

★中身は園で用意します。
毎日洗ってお持ちください。
お子様が直接口にしますので、汚れが落ちにくくなったら、
取り換えていただくことをお勧めします。



- 通園バッグ

幼児組になると、自分の持ち物は自分で持って来る（帰る）
ようになります。
リュック型や肩掛け型どちらでも結構ですが
キーホルダー等の装飾品のつけすぎは、お友達同士の
トラブルの原因にもなりますのでご配慮願います。



- チャック付メッシュポーチ 40×28 1袋
（戸外遊びで汚れた衣類や水で濡れた衣類など入れます）

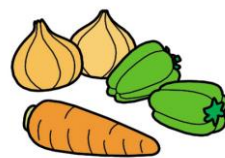
- マスク 5～6枚 記名をして袋に入れてください。

季節や適宜必要なもの



主に幼児組で適宜使用します。

- エプロンと三角巾（バンダナや大き目のハンカチ代用可）
調理保育の時などに使います。



- お昼寝用のバスタオルや小さめのタオルケット
- 幼児組・・・水着・スイムキャップ・ラップタオル（引きずらない長さ）
- 2歳児・・・水着・ラップタオル（引きずらない長さ）
スイムキャップはあればお持ちください。
ただし、長髪のお子様には、ご用意をお願いすることがあります。
- 0歳児、1歳児・・・ラップタオル（引きずらない長さ）
水着があればお持ちください。
ない場合は、水遊び用として布パンツやズボンやシャツなどをご用意ください。普通の紙パンツでの水遊びは避けてください。



＋ある方・長髪の方



冬期に使用します。



□ 上着

フードのないもの。

前ファスナータイプをお勧めします。

着丈の長いものやダウンジャケットのような、もこもこしたものは動きにくいので適しません。

幼児教育・保育の無償化に伴う給食副食費のお支払いについて

幼児教育・保育の無償化に伴い、給食副食費(給食費)を保護者にご負担いただくこととなります。当該月の1日に在籍している3歳児クラス以上のお子様1人につき、月額4,500円をお支払ください。お支払いは集金袋に現金でお願いします。

金額は月単位とし、日割り計算は行いません。未納、滞納のないようにお願いします。

その他のお知らせ



子育てひろば事業

当園では地域の子育て家庭の支援として、子育てひろば事業を行っています。

子育て講演会等は、ぜひ在園児の保護者の皆様にも参加していただきたい事業です。

また子育て相談等は随時行っております。お気軽にお声かけください。

諸事情により実施しない年度があります。

子育て講演、講座等・・・年3回・・・保護者の皆様のご参加お待ちしております。

地域交流・・・・・・地域の在宅子育て家庭に向けて音楽会や人形劇などお子様と一緒に楽しめる催事を在園児も参加して交流します。

プレイサークルつぼみ組・・・登録制で、0歳児の赤ちゃんサークルです。年6回程度3階多目的ホールで行います。

プレイルームひだまり・・・・・・3階多目的ホールを開放しています。

月1～2回10時～12時。



苦情、ご意見について

園への苦情やご意見については、1階ホールに意見箱を設置しています。

また、『苦情申出窓口』の設置について』に詳しく書いてある担当者以外でも全ての職員が「窓口」という意識を持っております。

どんな小さなことでも結構です。気になることはお話ください。

調布市乳幼児健康支援一時預かり事業のご案内

調布市では、保育園に通園しているお子様が病気の回復期にあつて、集団保育が困難な期間一時的にお子様をお預かりし、子育てと就労を支援する事業を行っています。

利用には事前登録手続きが必要です。登録手続きは調布市保育課にて受け付けています。



延長保育について（保育標準認定・保育短時間認定）

オリンピック保育園では、保護者の皆様の勤務時間、通勤時間によりお迎えが午後6時を過ぎる場合、午後7時までの1時間延長保育を実施しております。

利用にあたっては下記事項をご了承の上、所定の手続きをお願いします。

ここでは保育標準時間認定の方の延長保育の手続きについて記載しております。

保育短時間認定の方の認定時間を超えてのお預かりの手続き等については別途ご相談ください。

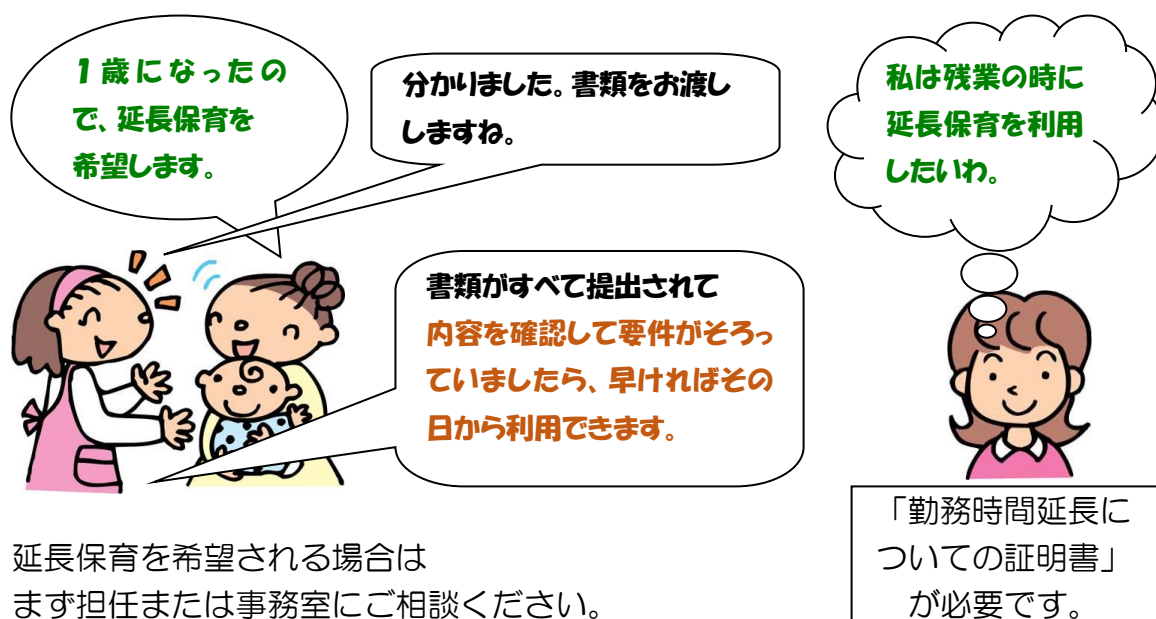
延長保育の利用対象者

延長保育の利用ができる方は、保護者の方の勤務時間と通勤時間を合わせて、午後6時から午後7時まで保育を必要とする、延長保育利用登録を済ませた満1歳以上のオリンピック保育園に在籍する園児（保護者）です。

保護者の方の通院や買い物などでの利用はできません。

延長保育（保育標準時間認定 18時～19時）の登録方法

- 延長保育の利用希望者は、「延長保育利用申込書」に必要事項を記入し提出してください。
- 「延長保育の利用の仕方について」のプリントをお渡ししますのでご覧ください。
- 残業等の理由で利用希望される場合は、お届けいただいている勤務時間等と照合し、別の書類をご提出いただく場合があります。（「勤務時間延長についての証明書」など）
- 書類が全部そろい、延長保育の利用要件が承認されましたら登録です。場合によっては園長等による内容確認のための面接を行う場合があります。
- 登録のお申込みは、年度内随時可能です。転職や忙しい時期のみなどご相談ください。



延長保育を希望される場合は
まず担任または事務室にご相談ください。

利用料金

- 延長保育利用料はスポット料金と月額料金があり、スポット料金は月4回まで1回700円で計算します。月5回以上の利用は月額3,500円で計算します。
- 毎月末締めでタイムカードにより集計し、月初に請求書を発行いたしますので、指定日までに現金でお支払いください。
- 集金袋をお渡しします。お金ですので必ず職員に手渡ししてください。
- 延長保育は午後7時までですが、万一7時を過ぎた場合は15分毎に園児一人につき1回500円が利用料金に加算されます。
- 7時を過ぎる場合は、分かり次第必ずご連絡ください。
- 利用料については特別の事由がない限り返金いたしません。ただし、登録していても実際の利用が無かった月は利用料金の請求はありません。
- 交通機関の遅れ等により延長時間に入った場合でも、利用料金の免除等はありませんのでご了承ください。

登録解除

- 退職・転職などで延長保育の利用が不必要になった場合は速やかにお届けください。
- 利用日当日の普段の保育の中で、体調の悪いお子様は延長保育時間のお預かりはできません。
その場合保護者の方にご連絡いたしますので午後6時までにお迎えをお願いします。
- 次の場合は延長保育の登録が解除され、利用ができなくなりますのでご注意ください。
 - ① 退職・転職等で延長保育を利用する必要がなくなったとき
 - ② 保護者が、産前産後休暇・育児休業・病気休業を取得しているとき
 - ③ お子さんの健康状態等により延長保育時間までお預かりできないと園長が判断したとき
 - ④ 日常的に午後7時までにお迎えに来ることができないとき
(代理人の方に依頼する等ご検討ください。)
 - ⑤ 利用料金が期日までに支払われないとき
 - ⑥ 保育運営上または社会通念上、利用が不相当と園長が判断したとき
 - ⑦ その他、園長が登録利用の必要が無いと判断したとき
- ④～⑦により登録利用が解除となった場合、年度内の再申込みはできません。

そ の 他

- 延長保育ではおやつが出ます。献立表を掲示します。離乳食の場合は完了期よりおやつを提供します。(離乳食の〇〇期については25ページを参照ください。)

延長保育（保育短時間認定 7時～8時30分及び16時30分～18時）

保育短時間認定のご家庭は保育時間が8時30分～16時30分までとなっていますが、やむを得ずこの時間以外の保育を利用される場合は別途料金がかかります。

詳細は該当のご家庭に別途お知らせします。

ご不明な点は職員にお声かけください。



ほとんどの赤ちゃんの初めての食事はお母さんのおっぱいでしょう。

赤ちゃんがお母さんのおっぱいを飲むとき、お母さんから受ける愛情＝安心感、信頼感でとても満足します。食べることは気持ちよいこと、うれしいことという感覚は乳幼児期を通して育てられていきます。

もちろん、食事は心の発達や脳の発達にも大きく影響します。

当園では心と体の両面から給食を食育と位置づけて提供しています。

授乳と離乳食

お子様の生活リズムに合わせて、個別に離乳食を提供しています。

食 材

- 給食に使用する食材で食べたことのないものがある場合、事前にご家庭で試していただきますようお願いします。
- 旬の食材を使用した、和風の献立を中心にしています。
- 季節の味覚や素材を大切に薄味の調理を心がけています。
- セタやひな祭り等の行事食も実施しています。
- お米は、ブランド米を使用しています。
- 昆布と鰹節でだしをとっています。
- そば・ピーナッツは使用しません。



アレルギー除去食

- 食物アレルギーによる除去食及び代替食は、医師からの『保育所におけるアレルギー疾患生活管理指導表』により実施いたします。（食物アレルギーのみの対応です）
ただし、アレルゲンの種類、段階等によって除去食のみの対応となる場合があります。その場合はご家庭より代替食をお持ち頂く場合もあります。ご協力をお願いいたします。
- 指示書をもとに保護者・園長・担当保育士・栄養士・看護師によるアレルギー献立チェック会議を実施します。
- 食物アレルギー、P39もご覧ください。

衛生管理

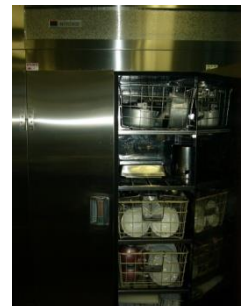
- 食材は新鮮で、質の良いものを使用します。
- 必ず、加熱したものを提供します。（果物は除く）
- 安全性を考えて、食品の薬品消毒は行っていません
- 食品の保管は冷蔵庫（10℃以下）、冷凍庫（-20℃以下）で保存し、給食で使用したすべての食材は、専用冷凍庫で2週間冷凍保存しています。（検食）
- 食器の保管は蒸気式の熱風消毒保管庫で消毒保管しています。哺乳瓶は別で消毒後、哺乳瓶専用殺菌保管庫を使用し保管しています。
- 調理室は殺菌灯を点灯させています。
- 調理室の床はドライタイプで、衛生的です。
- 調理担当者は、検便を月一回実施し一般職員と別のトイレを使用しています。
- 毎日、健康記録による体調についての申告をしています。
- 調理員は手指の洗浄及び、消毒を徹底しています。



▲〈冷凍冷蔵庫と検食保管庫〉

食育

- 命を頂くという意味の「いただきます」や感謝の意味をこめた「ごちそうさまでした」どんなに年齢が小さくても、食育はここから始まると考え、挨拶も大切にします。
- 給食はみんなで食べる楽しさを感じるため、グループで食べます。同じグループの友だちの「おかわり」を見て、「自分もおかわりしてみよう!」、おいしそうに食べる友だちを見て「苦手な食べ物にも挑戦しようかな。」という気持ちが育ちます。
- 食事の準備や、とうもろこしの皮むき・そらまめのサヤ出し等、給食調理の一部のお手伝いをする事により、「食」への関心を引き出し、食べる意欲につなげます。
- 野菜を栽培し、作物ができるまでの経験を通して収穫の喜びと共に作ってくれる人への感謝の気持ちを育てます。



▲〈食器消毒保管庫〉

- 食育についての行事では、野菜についての不思議やおもしろさを楽しみながら学び、「食」の興味を広げます。
- 季節の行事食を提供することで、普段とは異なる食事を楽しめます。
- 食事を作る人（栄養士・調理員）が給食やおやつの時間に訪問し、喫食状況を把握できるように配慮しています。
- 食器は陶器を使い、あたたかさと食べやすさを考えています。
- おやつも手作りのものを多くし、家庭的な温かさを伝えます。
- 当日の給食・おやつ・離乳食はアプリのお知らせで写真を送ります。
分量も順次日替わりで提示いたしますのでご家庭での参考になさってください。
- 保護者向けの試食会を実施しています（年2回程度）。
ぜひご試食頂き、ご意見をお寄せください。
- 栄養士等が折に触れ、食材や調理について子どもたちの前で直接伝えます。
- 栄養士による栄養指導が行われ、年度の後半には年長児による給食の放送が開始されます。給食食材の栄養素について意識し、学んでいきます。
- レシピのお問い合わせ、栄養関係のご相談等、栄養士が随时お受けしております。
お気軽にお声かけください。



▲〈調理担当者の服装〉



▲〈赤いスイカと黄色いスイカ〉



▲〈秋刀魚の3枚おろし〉



離乳食

離乳食ってなあに？

離乳食の進行は、子どもの発育及び発達の状況に応じて食品の量や種類及び形態を調整しながら、食べる経験を通じて摂取機能を獲得し、成長していく過程です。食事を規則的に摂ることで生活リズムを整え、食べる意欲を育み、食べる楽しさを体験していくことを目標とします。

食べる楽しみの経験としては、いろいろな食品の味や舌ざわりを楽しむ、手づかみにより自分で食べることを楽しむといったことだけでなく、家族や友だちと食卓を囲み、共食を通じて食の楽しさやコミュニケーションを図る、思いやりの心を育むといった食育の観点も含めて進めていきます。



＜ 離乳食のリズム ＞ （ ）内の数字は cc

	離乳初期 1回食 5～6ヶ月頃	離乳中期 2回食（＊1） 7～8ヶ月頃	離乳後期 3回食 9～11ヶ月頃	離乳完了期 3回食＋おやつ 11～18ヶ月頃
朝 (cc)	おうちでミルク (180～200)	おうちでミルク (180～200)	おうちで離乳食 ＋ ミルク(100)	おうちで離乳食
10:30 ～ 12:00	離乳食 ＋ ミルク (140～180)	離乳食 ＋ ミルク (100～160)	離乳食 ＋ ミルク (100)	10:00 ミルク(100) 11:30 離乳食 15:00 おやつ ＋ミルク(100)
14:30 ～ 16:30	ミルク (180～200)	ミルク (180～200)	ミルク (180～200)	
夜	おうちでミルク (180～200)	おうちで離乳食 ＋ミルク (100～160)	おうちで離乳食 ＋ ミルク(100)	おうちで離乳食
就寝前	ミルク(200)	ミルク(200)	ミルク(200)	ミルク(200) (＊2)

- ・ピンクの部分は保育園でのリズムです。
- ・（＊1）離乳中期の2回食は保育園で1回、ご家庭で朝か夜どちらかに1回食べてください。
- ・（＊2）朝までぐっすり眠れるようになったら、就寝前のミルクはおしまいにしましょう。

＜はちみつについて＞

ハチミツは1歳未満の赤ちゃんにリスクが高い食品です。

1歳未満の赤ちゃんがハチミツを食べることによって乳児ボツリヌス症にかかることがあります。ボツリヌス菌は熱に強いので、通常の過熱や調理では死にません。1歳未満の赤ちゃんに、ハチミツやハチミツ入りの飲料・お菓子などの食品は与えないようにしましょう。保育園では離乳食期には使用しません。



登園時のお願い

- 朝食は済ませて登園してください。元気に遊ぶために朝食は欠かせません。食事は成長に必要なエネルギーになります。お腹が空くと体調や機嫌が悪くなることがあります。
- 登園の前日には入浴等をして皮膚を清潔にしておきましょう。
- 毎朝登園前にご家庭で検温をお願いします。（忘れた時はその場で測っていただきます。）
発熱や呼吸器症状がみられる場合は、登園を見合わせていただくようお願いします。
- お子様の健康状態を確認し、いつもと違う様子（状況）がみられた場合は、直接職員にその旨をお伝えください。
 - 平熱よりも熱が高い時・平熱であっても機嫌の悪い時
 - 朝ごはんが食べられない時など・・・
- 園は集団保育で生活します。病気の時や病後の個別保育はしておりません。
 - ◇ 登園後に発熱、その他体調が悪くなった場合、お迎えをお願いすることがあります。
早めにお迎えの体制がとれるよう、ご理解、ご協力をお願いします。



— 発熱後の登園について —

解熱後 24 時間以上が経過し、呼吸器症状が改善傾向となるまでは登園を見合わせていただくようお願いします。お子様自身の健康の為、又他のお子様への感染予防の為に、ご家庭での安静・療養をお願いします。

ご家庭で解熱・鎮痛剤（内服薬や坐薬など）、総合感冒薬（市販薬含む）を投薬した後は、熱や病状が安定していることを確認し、薬の効果が消失してからの登園をお願いします。

- 病気で欠席や早退をして翌日登園する時は、ご家庭での病状等をお聞きしたいと思えます。時間に余裕をもって登園していただけるよう、ご理解とご協力をお願いします。
- 他のお子様に感染する恐れがあると思われる場合には、事前に医師に相談してからの登園をお願いします。
- 病状によっては、自宅での安静・療養をお願いすることもあります。
- 集団生活では下記のような活動があります。登園に際しての判断の参考にしてください。
 - 戸外では、散歩や全身を使っの遊び、水遊び、どろんこ遊び、外気浴
 - 夏季はプール遊び皮膚の病気や下痢症などは、プール遊びで他のお子様にうつる可能性があります。また、体力を消耗する遊びでもあります。
体調がすぐれない場合（投薬中など）病気が治って、体調が回復してからにしましょう。その時は室内で遊びます。
- 保育園での生活中、けがや病気によりお子様に変化があった場合はご連絡いたします。保護者の方の所在を必ず明らかにしておいてください。万が一連絡の取れない場合に際し、かかりつけの病院名等をお知らせいただくと共に、受診了解の一筆をいただきます。
- 発熱している方の園内の立ち入りはご遠慮ください。園児の送迎は外門で、インターホンで対応します。詳しくは職員まで。
- 予防接種を受けてからの登園は控えてください。接種後は体調変化が心配です。ご家庭で様子をみていただきますよう、ご理解とご協力をお願いいたします。

その他のお願い

- アレルギー全般（例えば給食に出ない食物や動物等）や肘内障、その他診断がついた病名があった時は園にお知らせください。
- 持病のあるお子様は診断書の提出をお願いすることがあります。
- 下痢便、嘔吐物、血液などで汚れた衣類等は、感染症の拡大予防のため、園では洗わずにお返しします。

SIDS（乳幼児突然死症候群）について

いつもと変わらない様子だった子ども、特に生後6ヶ月未満の乳児が何の前ぶれもなく睡眠中に死亡する病気で、原因は不明です。乳児期の主な死亡原因としてあげられています。予防としては、うつぶせ寝をしないことが大切です。

当園では、0歳児は随時睡眠中5分おきに、その他のクラスは10分おきに呼吸、全身の状態を観察しています。

0～2歳児はうつぶせになった場合に体位をかえます。眠りが浅くなったり、目が覚めてしまうこともあると思います。ご家庭でも日頃から、お子様がうつぶせで寝ている時には体位をかえて、うつぶせ寝以外の体位での睡眠に慣れておくようにしてください。

海外より帰国後の体調について

下痢・嘔吐等、検疫に関する症状がみられる時は、必ず、空港での検疫相談や医療機関受診後に登園していただくようお願いいたします。

帰国後に症状がみられた場合についても、病状によっては、受診のお願いをすることがあります。診察の結果については、園までお知らせください。

- 感染症（検疫に関する症状以外）が流行している地域から帰国した時もお子様の体調の変化にご留意ください。



登園許可が必要な感染症

感染症の発症状況を把握するため、予防接種をした時は保育士、看護師にお知らせください。

- 下記にあげた病気は、感染の可能性がない、または少ないと認められるまで登園できません。疑わしい症状がみられた場合は、事前に医師に相談してから登園をお願いします。
- 登園する場合は、医師が許可する「登園許可申請書【A】」「登園許可証明書【B】」を忘れずにお持ちください。この書類は、ホームページ（ダウンロード可）又は、園のしおり、保健についての最後に添えてあります。ご使用ください。
- 発熱後や水痘後は、登園前日に入浴等を済ませ、汗や皮膚の汚れなどをきれいにしてからおこしてください。
- 登園された時は通常の集団保育になります。
- 病後の登園は、集団生活に無理なく戻れるように、規則正しい生活をする等ご家庭での工夫をお願いします。医師の許可が出た後も、お子様の体調や体力の回復具合をよく見て、無理の無い登園をお願いします。
- 感染症の発症状況は保健室前に掲示します。

登園許可申請書【A】が必要な感染症

病 名	出 席 停 止 期 間	主 な 症 状	潜 伏 期 間
インフルエンザ	発症後5日を経過し、かつ解熱した後（乳幼児は）3日を経過するまで	発熱、頭痛、腹痛、全身倦怠感、関節痛、鼻水、鼻づまり、くしゃみ、咳、たん。	1～3日
新型コロナウイルス感染症	発症後5日を経過し、かつ症状軽快から1日を経過するまで	発熱、咳、喉の痛み、鼻水、倦怠感、息苦しさ、嗅覚・味覚異常、下痢 肺炎	2～4日

- ・保護者の方が医師の診断に基づきご記入いただきます。登園時、必ず職員に直接お渡ししてください。
- ・既定の日数を超えて回復した場合は、登園許可証明書【B】（医師による許可）が必要になります。既定の日数で、自宅療養により順調に回復すれば再診は必要ありません。
- ・診断された時に、発病日や出席停止期間を医師に確認し、園に欠席連絡を入れる時に併せてお知らせください。
- ・解熱は、1日を通して体温の変化を確認してください。

新型コロナウイルス感染症

- ・無症状感染者の場合は、検体採取日を0日目として5日を経過し登園可能になります。登園許可申請書【A】の提出をお願いします。
- ・10日間が経過するまでは、ウイルス排出の可能性があるので、2歳以上のお子様は不織布マスクの着用するなど配慮をお願いします。

登園許可証明書【B】が必要な感染症

・診断がつかまりましたらすぐに園までご連絡をお願いします。発病日もお知らせください。

病 名	出 席 停 止 期 間	主 な 症 状	潜 伏 期 間
百 日 咳	特有の咳が消失するまで 又は5日間の適正な抗菌 性物質製剤による治療が 終了するまで	始めは、軽い咳や喉の発疹がみられる。 発病後1週間くらいからコンコンと いう咳が出る。	1～2週間
麻 疹 (はしか)	解熱後3日を経過 するまで	発熱、咳、鼻水、目やに。頬の内側に白 い斑点（コプリック斑）ができる。 発熱後4日目より皮膚に発疹。	9～12日
流行性耳下腺炎 (おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺または舌 下腺の腫脹が発現した後 5日を経過し、かつ全身 状態が良好になるまで	37～38℃の発熱。まず片側、次いで 両側のあごの後ろが大きく腫れて痛む。 食欲不振、嚥下（飲み込み）困難。	1～2週間
風 疹 (三日ばしか)	発疹が消失するまで	発熱、発疹、咳。耳の後ろ、首、わきの 下等が腫れ、結膜が充血する。	2～3週間
水 痘 (水ぼうそう)	すべての発疹が 痂皮化するまで	水疱のある発疹が、体中に次々と出る。 かさぶたとなり、先に出たものから治 る。	2～3週間
咽 頭 結 膜 熱 (プール熱) アデノウイルス 感染症	主要症状消退後 2日を経過するまで	発熱、喉の痛み、結膜炎、首のリンパ節 の腫れ。	5～7日
結 核	病状により医師におい て感染の恐れがないと 認められるまで	初期は、自覚症状無し。X線で発見され ることが多い。疲労感、寝汗、微熱、体 重減少、肩こり、たん。	1～2ヶ月間
髄膜炎菌性 髄膜炎		初期は上気道炎、発熱。菌血症になり、 頭痛、嘔吐、痙攣、昏睡など重症化して いく。	2～5日
流行性角結膜炎 (はやり目)		涙がよく出る。目やに、異物が入ってい る感じ。結膜が充血する。	5～7日
急性出血性結膜炎		きつい充血。出血してくる。	1～2日
腸管出血性 大腸菌感染症		激しい腹痛で始まり、数時間後に水様性 の下痢を起こす。嘔吐、吐き気がある。	3～5日

- ・第1種感染症・・・エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘瘡、南米出血熱、マールブルク病、急性灰白髄炎、ジフテリア、ペスト、ラッサ熱、重症急性呼吸器症候群（SARS）、鳥インフルエンザ（H5N1）
- ・第3種感染症・・・コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎その他の感染症
- ・『感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律』に規定する新型インフルエンザ等感染症、指定感染症及び新感染症は、前提の規定にかかわらず、第1種の感染症とみなす。
- ・当園では、アデノウイルス感染症は咽頭結膜熱（プール熱）と同様に対応します。

感染症に罹患した場合に御提出いただく証明書の分類

調布市立学校及び調布市内保育園・幼稚園（一部を除く）では、感染症に罹患した場合、感染拡大を防ぐため、医師の確認が得られた後に再登校・再登園をしていただくようお願いしています。感染症によって、御提出いただく証明書が異なりますので、下記フローにより御確認ください。

医療機関を受診

【A】

・インフルエンザ ・新型コロナウイルス感染症

診断に基づく自宅待機期間、自宅で療養

順調に回復した

順調に回復せず、何らかの症状がある

医療機関へ受診

【B】

・百日咳
・麻疹（はしか）
・流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）
・風しん（三日ばしか）
・水痘（みずぼうそう）
・咽頭結膜熱（プール熱）
・結核
・髄膜炎菌性髄膜炎
・腸管出血性大腸菌感染症
・コレラ
・細菌性赤痢
・腸チフス
・パラチフス
・流行性角結膜炎（はやり目）
・急性出血性結膜炎

【A】登校・登園許可申請書 (インフルエンザ、新型コロナウイルス感染症用)	
※この用紙は保護者の方が御記入ください	
学校・幼稚園・保育園名	クラス名
児童・生徒氏名	
保護者氏名	
下記のとおり、保護者として責任を持って申告し、登校・登園の許可を申請いたします。	
インフルエンザ、新型コロナウイルス感染症については、発症日より出席停止期間、診療所を保護者の方が記入して、出席停止期間に御提出下さい。	
出席停止となる期間は、発症日より日として数え、下記の「出席停止期間」を経過するまでです。これは、順調に回復したときの最終の日数です。	
順調に回復した場合には、治癒を確認するための再受診は不要です。ただし、医師からの再度の診察などの指示があった場合はそれに従ってください。	
該当する病名に○をつけてください。	
病名	出席停止期間
インフルエンザ	発症後5日を経過し、かつ解熱した後2日（発熱度では3日）を経過するまで
新型コロナウイルス感染症	発症後5日を経過し、かつ症状軽快から1日を経過するまで
発症日：令和 年 月 日	出席停止期間：令和 年 月 日まで
医療機関名	
【特記事項】	
・ 新型コロナウイルス感染症については、発症から10日経過まではマスク着用が推奨されています。	
・ 順調に回復せず、「出席停止期間」を経過しても何らかの症状がある場合には、再度受診してください。	
再度受診した場合には、本用紙ではなく、「【B】登校・登園許可証明書」を御使用ください。	
調布市・調布市教育委員会・調布市医師会 令和5年5月改訂 随時改訂	

【A】登校・登園許可申請書を使用し、保護者の方が、医師の診断に基づく自宅待機期間（＝出席停止期間）を記入

再登校・再登園し、【A】を提出

【B】登校・登園許可証明書	
学校・幼稚園・保育園名	クラス名
児童・生徒氏名	
※この用紙は医師の方が御記入ください	
以下は医師の先生が御記入ください	
病名	出席停止期間
インフルエンザ	発症後5日を経過し、かつ解熱した後2日（発熱度では3日）を経過するまで
新型コロナウイルス感染症	発症後5日を経過し、かつ症状軽快から1日を経過するまで
百日咳	特有の咳が消失するまで、または5日間の適切な抗菌性物質投与による治療が終了するまで
麻疹（はしか）	解熱した後5日を経過するまで
流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫脹が軽快した後5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで
風しん（三日ばしか）	発熱が消失するまで
水痘（みずぼうそう）	すべての発疹が痂皮化するまで
咽頭結膜熱（プール熱）	主要症状が消失した後5日を経過するまで
結核	
髄膜炎菌性髄膜炎	
腸管出血性大腸菌感染症	
コレラ	
細菌性赤痢	感染のおそれなくなるまで
腸チフス	
パラチフス	
流行性角結膜炎（はやり目）	
急性出血性結膜炎	
※インフルエンザ、新型コロナウイルス感染症については、その診断後、順調に回復した場合に限り、「【A】登校・登園許可申請書」を御使用します。	
上記疾患により加療中でしたが、感染のおそれがない、または少ないと認め、登校・登園が可能であることを証明します。	
発病日：令和 年 月 日	許可日：令和 年 月 日
医療機関名	
調布市・調布市教育委員会・調布市医師会 令和5年5月改訂 随時改訂	

医師の診断に基づき療養

【B】登校・登園許可証明書を
持参し、再度、医療機関を受診

医療機関が【B】用紙に記入

再登校・再登園し、【B】を提出

園として報告書が必要な感染症について

保育園は、乳幼児が集団で長時間生活を共にする場です。感染症の集団での発症や流行をできるだけ防ぐことはもちろん、子ども達一人一人が一日を快適に生活できることが大切です。保育園のような集団生活で流行しやすく、しかも重い症状になりやすい感染症については、**園として報告書が必要な感染症**を設定し、できるだけ流行を防ぎ、園児の体の負担を少なくしたいと思います。そこで次ページからの表にあります「登園のめやす」を参考に、かかりつけ医の判断に従い、報告書（保護者記入）の提出をお願いいたします。なお、保育園での集団生活（食事、園外への散歩、園庭遊びなど）に適應できる状態に回復してから登園されますよう、ご配慮をお願いいたします。

- 報告書が必要な感染症は次ページをご覧ください。
- 報告書は保護者の方にご記入いただきます。記入内容で解らないことは、主治医に確認してください。
- 登園する場合は、忘れずにお持ちになり、直接職員にお渡しください。
- 診断がつかましたらすぐに園までご連絡をお願いします。

—登園時のお願い—

- 感染の可能性がある疾患のため、疑わしい症状がみられた場合は、事前に医師に相談してから登園をお願いします。集団生活をしてもらいたいことを主治医に確認してください。
- 登園の可否、日常生活で気をつける事、やってはいけないことなどを、主治医にご確認ください。病後の生活等についてご相談することもあります。
- 登園された時は、原則として通常の集団保育（戸外遊び、散歩等）になります。病気時及び病後の特別保育は行っていません。
- 集団での生活は病中、病後のお子様にとって負担になることもあります。お子様の体調をよく見て無理の無い登園をお願いします。
- 給食が普通に食べられるようになってから登園しましょう。
- 遠出の遠足（交通機関を使う場合等）の時は参加できないことがあります。看護師にご相談ください。
- 登園の際は、前日は入浴等をして、汗や皮膚の汚れなどをきれいにしておきましょう。
- 集団生活に無理なく戻れるように、お休み中もなるべく規則正しい生活をする等、ご家庭での工夫をお願いします。



園として報告書が必要な感染症

病 名	登 園 の め や す	主 な 症 状
RSウイルス 感染症	◆主治医に、保育園での集団生活が可能か（他児への感染、屋外遊び等）確認。 ◆前日に、38℃を超える熱がない。 ◆当日に、37.5℃以上の熱がない。	発熱、咳、鼻水などで発症。乳児は重症になりやすい。特に初感染乳児の30%位は発症後2～3日のうちに咳がひどくなり、喘鳴、呼吸困難症状が出現し、気管支炎や肺炎になる例がある。 2歳以上で再感染の場合は1週間程度で回復するが、感染源となるので注意が必要。
マイコプラズマ 感染症	◆呼吸困難がなく、激しい咳込みがない。 ◆よく眠れている。（夜・昼寝） ◆機嫌がよく、元気もあり、食事や水分が摂れている。	発熱、全身倦怠感、頭痛などで発症し、3～5日頃から咳が始まることが多い。 咳は解熱後も長く続き（3～4週間）徐々に強くなる。鼻炎、声枯れ、耳痛、咽頭痛、消化器症状、発疹がみられることがある。 合併症で喘息性気管支炎や肺炎がみられることが多い。
帯状疱疹	すべての発疹が痂皮化している。	同じ神経支配領域に沿った形で、身体の片側に痛みを伴う水泡ができる。水痘の初感染後、様々なストレスにより発症する。
伝染性膿痂疹 （とびひ）	乾燥し、正常な皮膚面になる。	細菌感染による発赤や膿痂疹。水疱・膿疱・かさぶた状。掻いて拡がりやすい。痒みを伴う。
溶連菌感染症	抗生剤内服開始後24時間を経過し、解熱している。	発熱。喉の痛みと腫れ。イチゴ舌。時に嘔吐。遅れて皮膚に痒みを伴う赤い発疹あり。
結 膜 炎 （アレルギー性 結膜炎を除く）	医師の診察を受け、症状が軽快している。	目やに。眼球や結膜の充血。涙目。目の痒み・腫れ。
手足口病	熱がなく、普段通りに食事が摂れるようになる。	水疱性の発疹が手・足・口・膝・肘・臀部に出る。口内炎のため、よだれが増えたり、食事がとれなかったりする。時に発熱。髄膜炎、脳炎、心筋炎などの合併症もある。
伝染性紅斑 （リンゴ病）	発疹のみで、全身状態がよければ登園可能。	頬・腕・足に熱感のある紅斑が出る。発熱。軽い風邪症状。太陽光が刺激になり、発疹・痒みが増したり再発することがある。
突発性発疹	よく眠れている。（夜・昼寝） 機嫌よく遊べ、元気もある。 食事や水分が普段通りに摂れている。	突然の高熱が2～3日続く。解熱後発疹が出る。熱性けいれん、脳症の合併症に注意する。

RSウイルス感染症・マイコプラズマ感染症

- 発熱、激しい咳、鼻汁も多く、お子さんにとってはつらい症状が続きます。夜間の咳は安眠の妨げにもなり、体力も奪われます。
激しい咳が治まり、食欲がもどり、屋外活動ができるようになってから登園しましょう。主治医に、保育園での集団生活について（お子さん自身の病状、他のお子さんへ感染の心配等）確認してから登園しましょう。
- 病状によってマスクの着用をお願いすることがあります。衣類の引き出しに入れて、記名をし、予備も多めにお持ちください。

带状疱疹

- 皮膚科専門医、又は小児科専門医で治療を受けましょう。
- 保育園での包帯交換はできません。皮膚が乾燥した状態で登園をお願いします。
- 水遊びやプールなどの濡れる遊びは治ってからになります。
- シャワーは、部位によって対応が可能です。ご相談ください。シャワーができない時は清拭をします。



伝染性膿痂疹（とびひ）

- とびひの感染力は強く治療経過が長引くこともあるため、集団生活では大変流行しやすい病気です。感染拡大は他のお子様への影響が心配です。早めに受診をしてください。
- 皮膚科専門医、又は小児科専門医で治療を受けましょう。
- 主治医に、集団生活が可能な病状であるか、確認してからの登園をお願いします。他のお子様への感染の恐れがないと判断された場合については、治療中でも登園可能です。報告書に「感染の恐れはない」ことをご記入ください。また、通院は完治するまで継続し、治療等の経過を園にお知らせください。
- 登園した時には、以下についてお願いいたします。
 - 膿痂疹（水疱、膿疱、かさぶた状）は全てガーゼ、包帯等で被い、固定をしてください。保育園での包帯交換はできません。
 - お子様が遊んでも患部の包帯がずれないように、しっかりと固定をしてください。
 - 屋外で遊んでも包帯が汚れないように、衣服で被う等の工夫をしてください。
 - 主治医が、他のお子様への感染の恐れがないと判断し登園した場合でも、患部をきれいに被うことができない時は、とびひが治ってからの登園になります。
 - 排泄時に被った物が汚れる。 →食事時に食べ物で汚れる。（清潔が保てない）
 - 衣類の着脱時に包帯固定が取れる。 →被った物を自分で取ってしまう。（乳児）
 - 患部が鼻や口等の周囲、頭皮にある。（被いにくく固定ができない、取れやすい）
- 再度、病状が悪化（新しい膿痂疹ができる）した時は、お休みしていただく場合もあります。（患部の清潔や安静が回復に必要な場合もあります）
- プール、水遊びなどの濡れる遊びは治ってからになります。
- シャワーは、部位によって対応が可能です。ご相談ください。シャワーができない時は清拭をします。

溶連菌感染症

- 内服開始から、24時間経過していれば集団生活は可能です。
但し、発熱等の症状がある時は、ご家庭での療養をお願いします。
- 主治医の指示通りに、抗生物質の内服（5～10日間位）を継続し、飲み忘れのないようにしましょう。内服終了時には、その旨を職員に伝えてください。
- 治療経過（抗生物質の内服終了後に行う検査の結果等）について、看護師、又は職員までお知らせください。

結膜炎

- 結膜炎は、目やに等により感染します。乳幼児はお互いに影響を受けやすく、目を無意識にこすり、衛生的にも配慮が必要です。症状がみられた時は、眼科専門医に受診をお願いします。
- 登園時に報告書を提出してください。（アレルギー性結膜炎を除く）
- 流行性角結膜炎（プール病）、急性出血性結膜炎、咽頭結膜熱（プール熱）は、登園時に登園許可証明書が必要です。
- 目やに、結膜炎の治療中はプールに入れません。
プールに入る場合には、眼科専門医に治癒した事を確認し、登園時にその旨を直接職員にお話下さい。報告書の再提出はいりません。



手足口病

- 手足口病で死亡した事例もあります。お子様の体調をよく見て無理の無い登園をお願いします。
- 食事(給食)が普通に食べられるようになってから登園しましょう。
→例えば、酸っぱいもの(トマト、酢の物、ドレッシング類等)や固いもの(とんかつ等の揚げ物、肉類等)が飲み込みにくくなります。

伝染性紅斑

- 症状が発疹のみで、体調や機嫌が良ければ登園可能です。
- 戸外で遊ぶと太陽光が刺激になり、発疹が増えて、痒みなどが増すことがあります。
お子様の体調をよく見て無理の無い登園をお願いします。

突発性発疹

- 高熱が続くため、小さいお子さんにとっては、とても負担の大きい病気です。
当園では、解熱の確認だけでなく、お子様の体力がある程度戻るまで、休養することをおすすめしています。
- 発疹が多い時はイライラしたりムズムズしたり…機嫌が悪くなりやすいです。
発疹が消失する、又は色が薄くなる(解熱後2～3日頃)まで自宅療養をお願いします。

証明書、報告書がいない感染症について

- 下記に挙げた病気は証明書、報告書はいりませんが、登園については、園として報告書が必要な感染症の一登園時のお願い—P32～35を参考にして登園の判断をして頂きたいと思います。
- 登園時には主治医の指示を、直接職員にお伝え下さい。その内容によっては、集団生活のため保護者の方に病後の生活等についてご相談することもあります。
- 給食が普通に食べられるようになってから登園しましょう。
→ 例えばヘルパンギーナは酸っぱいもの(トマト、酢の物、ドレッシング類等)や固いもの(とんかつ等の揚げ物、肉類等)が飲み込みにくくなります。
- 登園の前日は、入浴等をして汗や皮膚の汚れをきれいにしておきましょう。
- 診断がつかましたらすぐに園までご連絡をお願いします。

証明書、報告書がいない感染症

病 名	登 園 の め や す	主 な 症 状
感 染 性 胃 腸 炎	解熱し、普段と同じ献立、通常量の食事が摂れる。 2食以上食べられ、嘔吐がなく、下痢も回復してくる	嘔吐、下痢、発熱 (便が牛乳の様に白くなることがある。)
ヘルパンギーナ	解熱し、普段通りに食事が摂れるようになる	高熱、口腔内の口内炎・水泡、咽頭炎

感染性胃腸炎について

特にノロウイルス胃腸炎による、下痢・嘔吐・発熱・嘔気等の症状が心配されます。感染力が非常に強いため、保健所では「感染拡大により集団発生することが問題になる。」とされています。

ノロウイルスに限らず、嘔吐・下痢症状の場合、お子様の体の負担を考え、体調には充分ご留意して頂き（嘔吐や下痢をしている間や、回復後の1ヶ月間位は菌も一緒に排泄しています。）同じ部屋で生活する他のお子様の感染予防の為、病状が安定してからの登園をお願いいたします。



嘔吐について

- 「嘔吐」はとても体力を消耗します。嘔吐後は、特に注意が必要です。体に負担のないように、少量ずつ、数回に分けて水分を摂り、嘔吐が落ち着いてから消化の良い食事を摂るようにします。
- 食事後は、嘔気、腹痛などの症状がないのを確認し、徐々に普段通りの食事にもどしていくように、食事療法を行います。

普段通りの食事（園での食事と同様なメニュー、量など）を2回以上摂取（例えば、夕食と朝食）し、嘔吐、吐き気、腹痛等の症状がないことを確認後に登園してください。

下痢症状について

- 下痢症は、さまざまな原因（ウイルス、細菌、抗生物質、食事等）で起こります。
- 感染性胃腸炎に限らず、激しい下痢（消化不良便）がみられた時は、安静にして脱水症状を予防するため、少量ずつ、数回に分けて水分を摂り、栄養障害（体重減少）を改善するために、消化の良い食事にする等工夫が必要です。

このような状態が長期に続いた場合には入院治療が必要になることもあります。

3回以上／1日（24時間）の下痢便がある時には、かかりつけ医に受診をして、ご家庭での保育をお願いします。

お子様の体の負担を考え、食欲が戻り、食事（給食）がいつも通り食べられるようになるまで、ご家庭での保育をお願いします。

——園では——

- 下痢をしている時はプールに入れません。普通便がみられてからになります。水遊びも身体を冷やす為、体調をみて控える場合があります。
- 昼食やおやつは、当日の献立を応用しての対応（除去等）となります。献立の内容によって、除去できない場合があります。（やきそば、揚げ物、ひじきの五目煮等）
- オムツかぶれ時にはコットン（手のひらサイズ）をご用意ください。濡らして拭きます。（下痢のオムツ交換は、お尻拭きで頻回にこするためオムツかぶれしやすいです）

「下痢便・嘔吐物で汚れた衣類等」は 洗わずにお返しします。
感染の拡大予防のため、ご理解、ご協力をお願いいたします。

伝染性軟属腫（水いぼ）

水いぼは、触れたり、掻いたりすることでお子様自身の体中にひろがります。園生活では、着替え等で肌を露出する機会が多く、他のお子様にうつる可能性が大きい病気です。

- 露出している（衣類等で被えない）部分や、便座の共有等で、他のお子様への感染が心配な病状の時は、積極的な治療をお願いします。
- 陽気の暑い時期については、薄手の衣類で被う、ネット包帯やガーゼ保護等で、水いぼの部位を露出しないように工夫してください。
- 水いぼがひろがっている時には、数が増えすぎる前に治療を始めましょう。
- 証明書、報告書の提出は不要です。
- 小児科・皮膚科専門医に相談し、治療を受けてください。治療後、再び症状がみられた時は、再診し、医師の指示で治療を継続しましょう。
- 医師の指示で治療前に、麻酔テープを貼ることがありますが、園ではお受けできません。（原則として、投薬はご家庭でお願いします。）
- 診察の結果、治療の経過を保育士又は看護師までお伝えください。
- シャワー、水遊びはできます。
- 水いぼのあるお子様のプール遊びについては、次ページをご確認ください。

—水いぼのあるお子様のプール遊びについて—

水いぼは、プール水を介しての感染はありません。プール遊び後の肌はふやけて、手やタオルのちょっとした摩擦（触れる、擦れる）で、水いぼからウイルスが出てくるため、他のお子様に感染する可能性があります。

- 水着やラッシュガード（フード無し）を着用した時に、水いぼが全て被えている状態の時には、プール遊びは可能です。
下肢については、肌にピッタリとフィットするデザイン（スパッツ等も可能です）を用意してください。尚、普段着と兼用はせず、プール用としてご用意してください。
- 陽気の暑い時期ですが、プール後は、水いぼの部位を被います。薄手の衣類、ネット包帯やガーゼ等、用意を忘れずをお願いします。忘れた時はプールに入れません。
- 以下の症状がみられている間はプールに入れません。治ってからになります。
 - 炎症（発赤・化膿・切除治療後のカサブタ等）がみられている時。
 - 痒みのため、頻繁に水いぼを掻いている時。

熱性けいれん

在園中に診断されたお子様は、必ず園にお知らせください。

医師の指示書（年1回提出）により、抗けいれん剤をお預かりいたします。

あたまじらみ

- 登園は可能です。証明書、報告書の提出は不要です。
- 集団生活では、他のお子様にとてもうつりやすいです。診断がわかり次第、園にご連絡をお願いします。
- 長期間経過を見ていく必要があります。シラミ駆除剤で洗髪を繰り返すなど、治療の経過を、保育士又は看護師までお伝え下さい。
- 早く治るように、衛生面にも留意し、ご家庭でのケアをお願いします。

—園生活でのお願い—

- プールには入れません。
- 水遊びはできます。
- シャワーは肩から下になります。
- 布団等の収納、園での午睡時は個別に対応することがあります。
- 布団カバー（バスタオル可）、帽子（普段ご家庭で使っている洗濯できる帽子可）等、頭が触れるものは、毎日洗濯し交換をお願いします。
- 虫卵（ぬけ殻含む）は、全てつまみ取りましょう（切るなど）。虫卵（ぬけ殻含む）が残っていると再発の可能性など、判断が難しいので、よろしくお願いします。
園では、早期発見ができるように適宜頭髪の確認をします。

—ご家庭でのケアについて—

- クシ、タオル、布団等、共用しないようにしましょう。
- 毎日、シャンプーをしましょう。子どもが自分でシャンプーする場合、洗いが不十分になりやすいので、大人が必ず髪の付け根までしっかりと洗ってあげましょう。
- 目の細かい「すきぐし」で毎日、髪をとかしましょう。
- 髪はできるだけ短い方がよいでしょう。
- 布団等はこまめに天日干ししましょう。布団乾燥機を使うのも効果的です。

食物アレルギー

園では、安全でおいしい給食提供ができるようにしたいと考えています。

食物アレルギーの治療の一環としてメニューにアレルギーの食材がある場合は、代替品の提供や時には持参品のご協力をお願いすることがあります。

下記に食物アレルギー対応の概要を記しましたので、ご承知おきくださいますようお願いいたします。

- 食物アレルギーによる食物除去を行っています。食物除去をする場合は医師による『保育所等における食物アレルギー疾患生活管理指導表』（通称「指示書」）（年1回提出）をもとに実施いたします。

→指示変更時は、その都度指示書を提出していただきます。

- 厚生労働省による「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」と調布市で作成された「食物アレルギー対応マニュアル」により、食物アレルギーの除去は、『完全除去を基本とする』方針で実施いたします。

園では生卵を使用した献立は出ませんが、加熱した卵が食べられても、生卵が食べられないお子さまは鶏卵アレルギーの対応になります。また、ナッツ類、蕎麦なども献立で使用しませんが、「指示書」を記入の上、提出していただくことになります。

医師から指示されている食物アレルギーについての詳細は、その都度お知らせください。また、食物アレルギー以外の全てのアレルギーについても、医師の指示があり次第お知らせください。

- 保護者と園長、保育士、看護師、栄養士で「アレルギー面談」を行います。

→年2～3回程度（お子様のアレルギー状況により回数は増えることがあります）

会議は、保護者様にはご負担が大きいと思いますが、お子様の命にかかわることもあります。ご理解、ご協力をお願いいたします。

→平日（保護者会、個人面談日等）土曜日等に行います。

→お子様が食べる給食（離乳食）を紙面上でチェックします。

→家庭での食事の状況をお知らせ頂きます。

→アレルギーの食材や未摂取の食材を確認します。

→主治医の指示、検査や治療状況を確認します。

- 誤食を防ぐために、食卓を個別にし、配膳を工夫しています。
- 詳しくは、P.22 アレルギー除去食もご覧ください。

投薬について

保育園は集団生活を行う場であり、薬を必要とする健康状態の時は、ゆっくり静養していただくことが、お子様自身の健康回復や他のお子様への感染防止の為に、最も効果的だと思います。

投薬は、医師と相談の上、保護者の責任で行っていただきたいと思います。

事故防止の為に園では、原則として薬はお預かりしません。

1日2回の投薬（朝・夕）又は1日3回の投薬も時間をずらしていただく（朝・夕・寝る前）等、ご家庭で投薬できるように、主治医にご相談下さるようお願いいたします。

（ただし、抗生物質についてはその都度職員にご相談ください。）

お子様の状態により、どうしても投薬が必要な場合に限り、薬をお預かりしたいと思います。
間違いなどの事故防止にご協力をお願いします。

薬を持参されても、以下のお約束を守っていただけなかった場合には投薬はいたしません。
ご了承ください。

- ◆ 投薬依頼書の記入をお願いします。依頼書が未記入、記入もれがある場合は投薬できません。
- ◆ 薬を手渡す直前に、薬や依頼書などに不備がないか、保護者様が確認をしてからお渡し下さい。
- ◆ 園から保護者様に、電話等での問い合わせはいたしません。
記入していない事に気付いた時、心配な点がある時には、その場でお声掛けしていただくか、園にお電話ください。
- ◆ 薬と投薬依頼書と薬剤情報等の書類を、職員に直接手渡ししてください。
手渡しでお預かりする時に、少々お待ち頂くこともあります。朝のお忙しい時間ではありますが、お子様の体調を維持する大切な薬です。ご協力お願いします。
- ◆ 薬包に記名してください。記名は必ずフルネームでわかりやすいようにお願いします。
誤飲や誤薬防止のため、見やすく、確認しやすいようご協力ください。

下記の情報が全て記載してある
書類の添付をお願いいたします。

- ・ 投薬を行うお子さんの名前
- ・ 処方した医療機関名、又は薬局名
- ・ 処方日・処方内容・投薬回数
- ・ 内服薬については内服期間

左記の内容は、薬剤情報提供書
薬袋・お薬ノートなどに
記されています。



*医療機関、薬局によっては、薬剤情報提供等の
記載方法が違う場合があります。

ご注意ください。

投薬依頼書は、ホームページからダウンロードできます。各クラスにも用意しています。
一度記入したら投薬期間中は同じものを使い、投薬期間終了後は園で保管します。

お預かりする薬の期限

- ◆ 保育園でお預かりできる薬は期限があります。期限が過ぎた薬はお預かりいたしません。
内服薬：処方期間内
点眼薬：1ヶ月（処方日から数えます。）
点 鼻：1ヶ月（処方日から数えます。）
軟 膏：3ヶ月（処方日から数えます。）
*ただし、抗生物質やステロイドなどを使用する急性の病気の場合は、治療期間が
2週間を経過した場合や症状によっては、こちらからお声をかけさせていただくこと
があります。
- ◆ 処方期限内であっても、治療が一度完了した後は、保護者の判断で、同じ薬を持参され
ても、薬のお預かりはいたしません。改めて医師の診察を受けて頂いてから投薬依頼を
してください。

持参の方法について

- ◆ 水薬、粉薬、錠剤は1回分のみお持ちください。
水薬は、容器を移し変えて、1回分にしてお持ちください。
(病院受診直後の登園の場合も同様です。)
- ◆ 軟膏、点眼薬、点鼻薬等は、チューブやボトルごとお持ちください。
- ◆ 薬剤情報等の書類と薬は、バラバラにならないように、袋に入れる等、まとめてお持ちください。

返却の方法について

- ◆ 投薬についてお預かりした物は、ウォールポケットに入れてお返しします。
不明な点などお気付きの時は、すぐに職員にお知らせください。
- ◆ 降園時には、園に置き忘れることのないよう、必ずお持ち帰りください。

投薬回数、時間等について

- ◆ 当園では、医療機関で指示されている昼間1回分のみの投薬を行ないます。
- ◆ 「1日2回投薬する」という場合については、朝と夜にご家庭で投薬していただきます。
- ◆ 延長保育のおやつ前後のものは、保護者がお迎えに来てすぐに投薬していただきます。
- ◆ 昼食後すぐに降園する場合、昼食後の投薬はご家庭でお願いします。

その他のご注意頂きたいこと

- ◆ 市販薬はお預かりしていません。
- ◆ 総合感冒薬・鎮痛・解熱剤はお預かりしていません。
 - 総合感冒薬には解熱作用が含まれています。薬で熱を下げると、お子様の本当の症状がわからず、体調や病状の判断が難しくなります。自分の体調を上手く伝えられない乳幼児にとって、時には生命に関わる事も考えられるため、お預かりしません。(例：「幼PL」)

ご家庭で解熱・鎮痛剤（内服薬や坐薬など）、総合感冒薬（市販薬含む）を投薬した後は、熱や病状が安定していることを確認し、薬の効果が消失してからの登園をお願いします。

遠足での投薬について

- ◆ 遠足での投薬についてはお受けしていません。
 - 投薬しなければならない病状の時は、遠足の遠足（交通機関を使用する場合等）は参加できません。
 - 慢性疾患等でやむを得ず薬を持参する場合は、前日までに医師の指示書を提出し、職員にその旨をお知らせください。

乗り物の酔い止め薬について

- ◆ バスに乗車しての遠足の場合、保護者と相談の上お預かりできます。指示書は不要です。
 - 必ず遠足の前々日までに保育士又は看護師にお声かけください。
 - 酔い止め薬は、市販薬もお預かりしています。酔い止め薬を飲んだことのないお子さんの場合には、お預かりできません。(以前に内服しており、内服後体調不良がないかご確認ください)
 - 薬を持参した時は、園で投薬する場合の手続き（投薬依頼）をし、直接職員に薬を手渡ししてください。

虫除け（昆虫予防）の対応について

- ◆ 蚊による昆虫刺がみられる頃に、園ではお子様に虫除け剤を塗布します。
 - ・成分は、ハッカ油、無水エタノール、精製水でお子様にも安心して使えるものを用意します。
 - ・午前の分は、ご自宅又は登園時に保護者が塗布してください。園では、午後の活動に向けて塗布をします。
 - ・希望されない方は保育士や看護師にお知らせください。
- ◆ 保護者が用意した虫除け剤を、園で使用する場合、昆虫アレルギー等があり予防の必要性があると医師が判断した方に対し、お受けします。実施については、保育士又は看護師にお声かけの上、年度ごとに申出書（保護者記入）の提出をお願いします。
- ◆ 虫除け剤は、普段からご家庭で使用しているものをお持ちください。
- ◆ 虫除けシールは、他のお子様が触れたり、剥がしてしまう恐れがあります。安全のため園での貼付はご遠慮ください。
 - 虫除け剤を塗布した衣類を、密閉したビニール袋に入れ保存しておく、着用した時に虫除け効果があります。

———虫除け剤に含まれる「ディート」について———

- ◆ 厚生労働省は、ディートの安全対策について、次のようにお知らせしています。
小児に使用する場合、以下の回数を目安に使用すること。
 - ・6ヶ月未満の乳児には使用しないこと。
 - ・6ヶ月以上2歳未満は、1日1回
 - ・2歳以上12歳未満は1日1～3回

当園でも、上記の内容に合わせた対応をいたします。主治医に確認をした上で、申出書に記入して頂くようお願いいたします。

日焼け止め（紫外線対策）の対応について

- ◆ 当園では、医師による日光アレルギー等の診断、指示があるものについてはお受けしていますが、保護者の個人的な判断による日焼け止め塗布は対応できません。
- ◆ 実施については、保育士又は看護師にお知らせください。
- ◆ ご心配な場合は、薄手の長袖シャツやズボン、ツバの大きい帽子のご用意をお勧めします。保育士、又は看護師にご相談ください。

リップクリーム、ハンドクリームの対応について

- ◆ 当園では市販薬、医薬部外品のお預かりはできません。実施については、医師にご相談の上、投薬依頼をして頂くようお願い致します。くわしくは看護師までご相談ください。

後ページに証明書及び報告書を添えました。切り取ってご使用ください



オリンピック保育園の安全確保について

かけがえのない大切なお子様をお預かりしている保育園としましては、関係機関のご指導、ご協力を得て、安全確保についての再検討をし、皆様のご理解とご協力をお願いするため、下記にその確認事項を記しました。ご不明な点は、お声かけください。

日常の安全確保

- ① 「施錠」「防犯カメラ」により、不審者の侵入を防ぐ。
 - 防犯カメラ(屋外3台・**屋内13台**)による監視により、不審者の侵入を防ぐ。
 - 正門は、オートロックによる施錠で、暗証番号は保護者のみに通知する。その他の来客はモニターインターホンによる対応をする。
 - 駐車場奥の裏門は、2つのかんぬきで対応する。職員の通用口は、当番職員の出勤後は施錠し、その後はモニターインターホンにより対応する。
- ② 園庭側非常口は、施錠とかんぬきで対応する。
- ③ 職員の出勤人数の少ない土曜日、早朝保育、夕方保育、延長保育等の時間帯には、使用しない部屋には施錠する。
- ④ 園外での活動においては、周辺に不審者等の情報がないかを事前に確認する。日頃より、安全対策として職員は携帯電話、防犯ブザー、その他の防犯グッズ用品(笛、スプレー等)を所持する。
- ⑤ 送迎時保護者には園配布のプレートを着用してもらう。園内に入るときは周囲に注意してもらうよう発信する。→お子様のお迎えは、原則として保護者の方をお願いします。やむをえない事情のある場合は、必ず保護者様より保育園に連絡を入れていただき、送迎の方のお名前をフルネームでお知らせください。
- ⑥ 防災関係
 - 門、出入口、フェンス、塀、遊具等の点検
 - 危険な場所(室内外)、設備等はないか確認をする。
 - 避難訓練の実施(緊急事態発生を想定して、園庭、園内外、散歩中等の訓練をする。)
 - 避難場所の確認(当園の避難場所は第1次避難場所(園舎、園庭)、第2次避難場所(若草仲よし広場＝八雲台保育園横の広場)、第3次避難場所(八雲台小学校)です。
 - オリンピア保育園は、日頃の防火安全対策の向上に係る自主的・意欲的な取組みが評価され、平成19年3月に調布市内保育園としては、第1号となる「優良防火対象物」として認定され、火災予防条例第55号に基づき、「優マーク」の交付を受けました。

緊急時の安全確保

- ① 不審者の情報がある場合の体制は、警察(110番)に対しパトロールの要請をする。
- ② 不審者の立入り等の緊急時の体制は、ただちに園長、主任、職員に伝え、110番通報、笛などにより子どもたちへ注意喚起し、避難場所に誘導する。

そ の 他

保護者、地域の方々の情報・・・保育園周辺で不審者を見聞きしたことがあるなどの情報は、ぜひ保育園にお知らせ下さるようお願いいたします。

大地震に備えて

オリンピック保育園では、大地震が発生した場合を想定し、防災計画等の随時見直しをしています。
警戒宣言発令時及び大地震発生時における対応を下記にお知らせいたします。

「園児の避難」「保護者への引渡し」「連絡態勢」等について、この手引書に基づきご対応いただけるように、保護者の方々のご理解とご協力をお願いいたします。

保育園での訓練

- 保育園では、地震や火災などの災害から園児を守るための避難訓練を定期的（毎月２回）に実施しています。また保護者への引渡し訓練も年１回行っています。
園児の引渡し方法、緊急時引渡しカードの確認をお願いします。
- 平成２３年３月１１日の東日本大震災の教訓を踏まえ、調布市の公私立保育園で対応マニュアル又はＢＣＰ（事業継続計画）を策定し、子どもたちの命を守るための取組みをいたしました。当園でも園長を中心に職員の代表者が、勉強会など積極的に参加しました。その結果が『保育園における震災時対応ガイドライン～子どもたちの命を守るために～』（調布市保育園協会ガイドライン作成委員会編 社会福祉法人東京都社会福祉協議会発行）という書籍になっています。当園で引渡し訓練と同時に行われる防災訓練シナリオは、このガイドラインにも掲載されています。
資料のページに災害訓練シナリオと非常災害訓練計画を添付しました。

警戒宣言発令時

大規模な地震発生が予測される場合、国（内閣）は、警戒宣言を発令し、ラジオ・テレビ等により国民に周知されます。

調布市は、東京都からの連絡を受けた後、速やかに防災行政無線・広報車などにより市民にその情報を周知します。

当園には保育時間中であれば市の保育課より連絡が入り、保育園はただちに警戒宣言時の体制に入ります。

- 警戒宣言が発令された場合、保護者の方はできる限り早くお子様を迎えにきて下さい。
- 警戒宣言発令と同時に通信機能が混乱する可能性があるため、保育園からの連絡は、不可能とされます。そこで、**保育園からの連絡は、アプリのお知らせのみ行います。**ただし、つながらない場合も予想されますので各々での情報収集を心がけてください。
- 保育園は、警戒宣言が発令されると、解除されるまで**臨時休園**となります。
夜間や休園時に発令された場合も、解除されるまでは登園しないでください。



保育園児の避難場所

地震が発生した場合、第1次避難場所は、**園舎・園庭**となっています。

地震による被害程度により第1次避難場所から避難する必要がある場合は、

第2次避難場所の**若草仲よし広場**（八雲台保育園横の広場）、

第3次避難場所の**八雲台小学校**、

第4次避難場所の**広域避難場所**(都立神代植物公園及び自由広場)等に避難します。

避難場所等の確認

大地震が発生した場合、保護者の方々は、お子様の安否や避難場所を一番初めに知りたい事と思われま。さまざまな情報を知る上で電話を使用されと思いますが、災害時の被害や混乱に、電話が不通になることが予想されます。そこで、当保育園にお迎えに来たときに、どこに避難しているかをお知らせするために、保育園の入口に避難している場所を**提示**します。**まずは保育園に来てください。**順次避難場所の提示をします。

調布市メールアプリの利用

調布市子ども配信サービス（すぐーる）があります。保育課から保護者への災害時及び緊急時の全体的な配信があります。こちらの登録は強制ではありません。

当園では日頃の園用のアプリで、施設の状況等お知らせします。

※登録の方法は入園後お知らせします。

災害用伝言ダイヤル「171」の利用

N T T災害用伝言ダイヤルを利用する場合があります。

ご利用できる電話は一般加入電話、公衆電話、ひかり電話、携帯電話（N T T以外でも可）です。

「171」をダイヤルし、ガイダンスに従って録音を再生してください。

①「171」をダイヤルする。

②再生を選ぶ ⇒ 「2」

③オリンピア保育園の番号を市外局番から入力する。⇒042-482-4331



園児の引渡し

地震の被害により保育園以外の避難場所に避難している場合は、他の被災者の方々も一緒に避難しているため、かなりの混雑が予想されます。避難先では、安全のため、保育園の使用範囲をロープ等で確保し、園の目印（旗等）を掲げて表示します。

- 警戒宣言発令時及び地震発生時において、保育園では電話連絡は不可能ですので、保護者は**自主的に迎え**をお願いします。園児の安全確保に専念するため、保護者の皆様からの問い合わせのお電話に対応できない場合があります。
- 園児は、保護者に引渡すまでは、保育園で責任を持って**保護**します。
- 園児の引渡しは、担任保育士・職員が保護者（代理人）を**確認**した上で行います。確認できない時には、園児の引渡しをしない場合があります。
- 迎えに来たときは、園児を**無断**で連れ帰らずに、必ず担任保育士・職員に**声をかけて**、確認を受けてください。
- 緊急時にお迎えにくる方（**代理人**）をあらかじめ保育園に知らせておいてください。また保護者の職業によっては、職務上震災時に**職場を離れることが不可能な方**もいらっしゃると思いますので、あらかじめ保育園に知らせておいてください。
- 警戒宣言発令時及び災害時は、車での迎えはご遠慮ください。
- 保護者への引渡しができないことを想定し、保育園としては保護者を待つ間、飲料水や食料などの準備もしていますが、**一時も早い迎え**をお願いします。
- 交通事情により保護者のお迎えが遅れることが予想されますが、お子様は、最後まで保育園及び避難場所で保護していますので、**必ず迎えに来てください。**

「苦情申出窓口」の設置について

社会福祉法 82 条の規定により、本園では利用者(保護者、家族等)からの苦情に適切に対応する体制を整えることと致しております。

本園における苦情解決責任者、苦情受付担当者および第三者委員は下記のとおりです。
匿名による苦情、ご意見等は「意見箱」をご利用ください。

記

1. 苦情解決責任者 (本部) 理事長 齊藤 亀三 (施設) 園長 千葉 明子
2. 苦情受付担当者 主任保育士 栗田弥重 看護師 内田美佳子
3. 第三者委員 川久保孝子 (連絡先) 調布市佐須町 4-53-2
TEL 042-480-2521

橘 健一 (連絡先) 調布市柴崎 2-4-1-601
TEL 042-484-2802

齊藤 順子 (連絡先) 多摩市鶴牧 3-14 1-101
TEL 042-363-0646

第三者委員の氏名、住所及び電話番号については、苦情やご相談のみに使用してください。

4. 苦情解決の方法

(1) 苦情の受付

苦情は面接、電話、書面などにより苦情受付担当者が随時受け付けます。なお、第三者委員に直接苦情を申し出ることもできます。

(2) 苦情受付の報告

苦情受付担当者が受け付けた苦情は苦情申出人に可否を確認後、苦情解決責任者と第三者委員に報告いたします。第三者委員は内容を確認し、苦情申出人に対して報告を受けた旨を通知します。

(3) 苦情解決のための話し合い

苦情解決責任者は、苦情申出人と誠意を持って話し合い解決に努めます。その際、苦情申出人は、第三者委員の助言や立会いを求めることができます。

なお、第三者委員の立会いによる話し合いは、次により行います。

- ア 第三者委員による苦情内容の確認
- イ 第三者委員による解決案の調整、助言
- ウ 話し合いの結果や改善事項等の確認

(4) 区市町村段階の苦情対応機関、都道府県段階の「運営適正化委員会」の紹介

本園で解決できない苦情は、調布市、東京都社会福祉協議会等に設置された福祉サービス運営適正化委員会に申し立てることができます。

【A】 登校・登園許可申請書

(インフルエンザ, 新型コロナウイルス感染症用)

枠内を保護者の方が御記入ください

学校・幼稚園・保育園名 _____ クラス名 _____

児童・生徒氏名 _____

保護者氏名 _____

下記のとおり、保護者として責任を持って申告し、登校・登園の許可を申請いたします。

インフルエンザ, 新型コロナウイルス感染症については、発症日と出席停止期間, 診療所名を保護者の方が記入して, 治癒後の登校日に御提出下さい。

出席停止となる期間は, 発症日を0日として数え, 下記の「出席停止期間」を経過するまでです。これは, 順調に回復したときの最短の日数です。

順調に回復した場合には, 治癒を確認するための再受診は不要です。ただし, 医師からの再度の診察などの指示があった場合はそれに従って下さい。

該当する病名に○をつけてください。

	○	病名	出席停止期間
第2種		インフルエンザ	発症後5日を経過し, かつ解熱した後2日(乳幼児では3日)を経過するまで
		新型コロナウイルス感染症	発症後5日を経過し, かつ症状軽快から1日を経過するまで

発症日: 令和 ____ 年 ____ 月 ____ 日 出席停止期間: 令和 ____ 年 ____ 月 ____ 日まで

医療機関名 _____

【御注意】

- 新型コロナウイルス感染症については, 発症から10日経過まではマスク着用が推奨されています。
- 順調に回復せず, 「出席停止期間」を経過しても何らかの症状がある場合には, 再度受診してください。再度受診した場合には, 本用紙ではなく, 「【B】 登校・登園許可証明書」を御使用ください。

【B】 登校・登園許可証明書

学校・幼稚園・保育園名 _____ クラス名 _____

児童・生徒氏名 _____

この枠内は
保護者の方が
御記入ください

以下は医師の先生が御記入ください

該当する病名に○をつけてください。

	○	病名	出席停止期間
第 2 種		※インフルエンザ	発症後5日を経過し、かつ解熱した後2日（乳幼児では3日）を経過するまで
		※新型コロナウイルス感染症	発症後5日を経過し、かつ症状軽快から1日を経過するまで
		百日咳	特有の咳が消失するまで、または5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
		麻疹（はしか）	解熱した後3日を経過するまで
		流行性耳下腺炎 （おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで
		風しん（三日ばしか）	発しんが消失するまで
		水痘（みずぼうそう）	すべての発しんが痂皮化するまで
		咽頭結膜熱（プール熱）	主要症状が消退した後2日を経過するまで
		結核	感染のおそれなくなるまで
		髄膜炎菌性髄膜炎	
第 3 種		腸管出血性大腸菌感染症	
		コレラ	
		細菌性赤痢	
		腸チフス	
		パラチフス	
		流行性角結膜炎（はやり目）	
		急性出血性結膜炎	

※インフルエンザ・新型コロナウイルス感染症については、その診断後、順調に回復した場合に限り、「【A】登校・登園許可申請書」を使用します。

上記疾患により加療中でしたが、感染のおそれがない、または少ないと認め、登校・登園が可能であることを証明します。

発病日：令和 年 月 日 許可日：令和 年 月 日

医療機関名

報告書

組

グループ 園児名

○ 診断名（あてはまるものを○で囲む）

- ・溶連菌感染症
- ・手足口病
- ・結膜炎（アレルギー除く）
- ・突発性発疹
- ・带状疱疹
- ・伝染性紅斑（リンゴ病）
- ・伝染性膿か疹（とびひ）
- ・マイコプラズマ感染症
- ・RSウイルス
- ・その他（ ）

○ 受診医療機関名（科目）

○ 受診した日 令和 年 月 日

○ 登園可能日 令和 年 月 日

○ 処方された薬の種類と投薬時間（あてはまるものを○で囲む）

・特になし ・内服薬 ・点眼薬 ・軟膏 ・その他（ ）

・朝 ・昼 ・夜 ・寝る前 ○ 内服薬の処方期間
（ ）日分

○ 薬品名

医師の指示（具体的に）

○ 次回通院予定 ・なし ・あり 令和 年 月 日

以上、報告致します。

令和 年 月 日

保護者名

報告書

組

グループ 園児名

○ 診断名（あてはまるものを○で囲む）

- ・溶連菌感染症
- ・手足口病
- ・結膜炎（アレルギー除く）
- ・突発性発疹
- ・带状疱疹
- ・伝染性紅斑（リンゴ病）
- ・伝染性膿か疹（とびひ）
- ・マイコプラズマ感染症
- ・RSウイルス
- ・その他（ ）

○ 受診医療機関名（科目）

○ 受診した日 令和 年 月 日

○ 登園可能日 令和 年 月 日

○ 処方された薬の種類と投薬時間（あてはまるものを○で囲む）

・特になし ・内服薬 ・点眼薬 ・軟膏 ・その他（ ）

・朝 ・昼 ・夜 ・寝る前 ○ 内服薬の処方期間
（ ）日分

○ 薬品名

医師の指示（具体的に）

○ 次回通院予定 ・なし ・あり 令和 年 月 日

以上、報告致します。

令和 年 月 日

保護者名

訓 練 シ ナ リ オ

	訓練概要	訓練場所	具 体 的 内 容	備 考	
0	地震発生（訓練想定） （15 時 45 分）		●平成 25 年 9 月 2 日（月）15 時 45 分、多摩直下地震が発生。 ●震源地は東京多摩地区中心部、地震の規模は M7.3、調布市の震度は 6 強。 ●電気・通信不通、上下水道・ガス停止。周辺の道路状況は未確認。公共交通機関は不通。 ●保育園の建物倒壊なし、一部棚の転倒（3 階休憩室）、ガラス破損あり（応接室窓） ●園児は転倒し軽症者あり（やまグループ園児 1 名打ち身）、死者、重傷者なし。	自家発電・スプリンクラーなし	
1	地震発生の直後の対応 （15 時 45 分～） 地震発生の放送とともに訓練スタート 「訓練です。訓練です。地震が発生しました。」	事務所	●職員地震の安全確保（机の下にもぐる、ヘルメットをかぶる等） ●園長が職員へ声かけ（机の下へ、身の安全をはかれなど） ●事務室内の全職員の安否確認（園長、主任、事務職員、栄養士） ●看護師は事務所に来る		
			○園長指示 1（看護師へ） すずらん職員①と共に園児と職員の安否確認と、各部屋で待機するように指示、併せて、ケガ人など対応も指示（すずらん職員①は、看護師がケガ対応を始めたクラスの職員と共に引き続き全クラスをまわる）	状況チェック表 ペン	確認者が 2 組回ってきて確認済んだら、子どもに話をして各クラス遊び出して OK です
			○園長指示 2（栄養士①） たんぼぼ職員①と共に建物内外の被害状況を確認するよう指示、併せて、「状況報告をするように」調理室に伝える指示。 火災発生の有無、ガス漏れ、建物・ガラスの破損、トイレの確認、門扉の閉扉、危険箇所の立ち入り禁止の表示（回る順、別紙参照）	建物被害チェック表、危険プレート、テープ、軍手	
			○園長指示 3（栄養士②） 調理室内の火災発生の有無の確認、ガスの元栓を締める		
			○園長指示 4（主任へ） ホワイトボードの用意、被害状況など記録、ラジオによる情報収集		
			○園長指示 5（事務職員へ） 園内放送の有無の確認、ダメならメガホンの用意		

2	被害状況の把握 (20分後を目途に)	事務室	●栄養士②から報告 調理室内外の被害状況を確認	
			●すずらん職員①から報告 園児と職員の安否確認とその集計【おおむね10分で】	
			●たんぼぼ職員①から報告 建物内外の被害状況を確認(図面で表示)【おおむね20分で】	
			●看護師から報告 園児と負傷者の状況と措置状況	
			●主任から報告 ホワイトボードに被害状況の記載、その概況、ラジオによる周辺状況	
3	対策本部の設置の指示	事務室	○園長指示(すずらん職員①へ) 対策本部の設置の伝令、本部員参集	
4	第1回対策本部の運営 (16時15分～ 16時25分) 【本部員】 園長、主任、事務職員 看護師、栄養士 フリー保育士 乳児クラス職員各1名	事務室	●すずらん職員①から報告 園児・職員の安否確認	
			●看護師からの報告 園児・職員の負傷者の状況と措置状況	
			●たんぼぼ職員①から報告 建物内外の被害状況を確認、ラジオからの情報	
			●主任からの報告 建物内での安全場所の確認、ホワイトボード内の報告	
			●栄養士②から報告 調理師室内外の被害状況を確認(夕食準備状況の指示)	
			○園長指示1 役割分担の確認	
			○園長指示2(看護師へ) 引き続き、園児の安全確保を図るよう	
			○園長指示3(主任、事務職員へ) 保護者へ安否メールと、市への連絡	
			○園長指示4(きく職員①) トイレ対策を指示	
5	安否確認メール (本部会議終了後)	事務室	●事務職員が携帯電話で保護者への安否メール(適宜、受診確認を報告)	
6	市への連絡(第1報)	事務室	●事務職員が市へ第1報の報告	
7	ポータブルトイレ設置 ・使用説明 (16時30～ 16時45)	各部屋	●ポータブルトイレの使用方法説明(フリー保育士、きく職員①)	
			●説明終了後、ポータブルトイレを2階トイレへ設置(フリー保育士、きく職員①)	
8	幼児クラス合流 16時45分ごろ	にじ	○園長指示(フリー保育士、きく職員①へ) 幼児クラス合流を指示	

9	第2回対策本部の運営 (16時45～ 17時00)	事務室	●事務職員から報告 保護者への安否メールの状況	
			●たんぼぼ職員①から報告 危険箇所に表示、園内外の被害状況の確認	
			●きく職員①から報告 ポータブルトイレ設置完	

			了	
			●すずらん①から報告 その後の園児、職員の安否	
			●栄養士①から報告 非常食の状況、夕食準備状況報告	
			●看護師から報告 園児と職員の負傷者の状況と措置状況	
			○園長指示1 保護者への引渡し方法の確認、引渡し表準備指示（すずらん職員①） クラスリーダーへ	
			○園長指示2 夕食提供の指示（栄養士①へ）	
			○園長指示3 照明対策と宿泊準備の指示（事務職員、たんぽぽ職員①へ）	
			○園長指示4 市への報告（主任）	
10	お迎え保護者への対応	1 階 ホール	●お迎えの保護者への対応（事務職員、すずらん職員①） 張り紙（各クラスで保育している旨）（事務職員、すずらん職員①）	各クラスで 引渡しカード確認と お迎え時間を 引渡しチェック表に 記入する
11	各クラスの状況	事務所	●16時55分現在の状況を各クラス担任が本部に報告	
12	市への連絡（第2報） （本部会議終了後）	事務室	●主任が市へ第2報の報告	
13	各部屋で保育 （17時00分～ 19時00分）	各部屋	●順次降園	

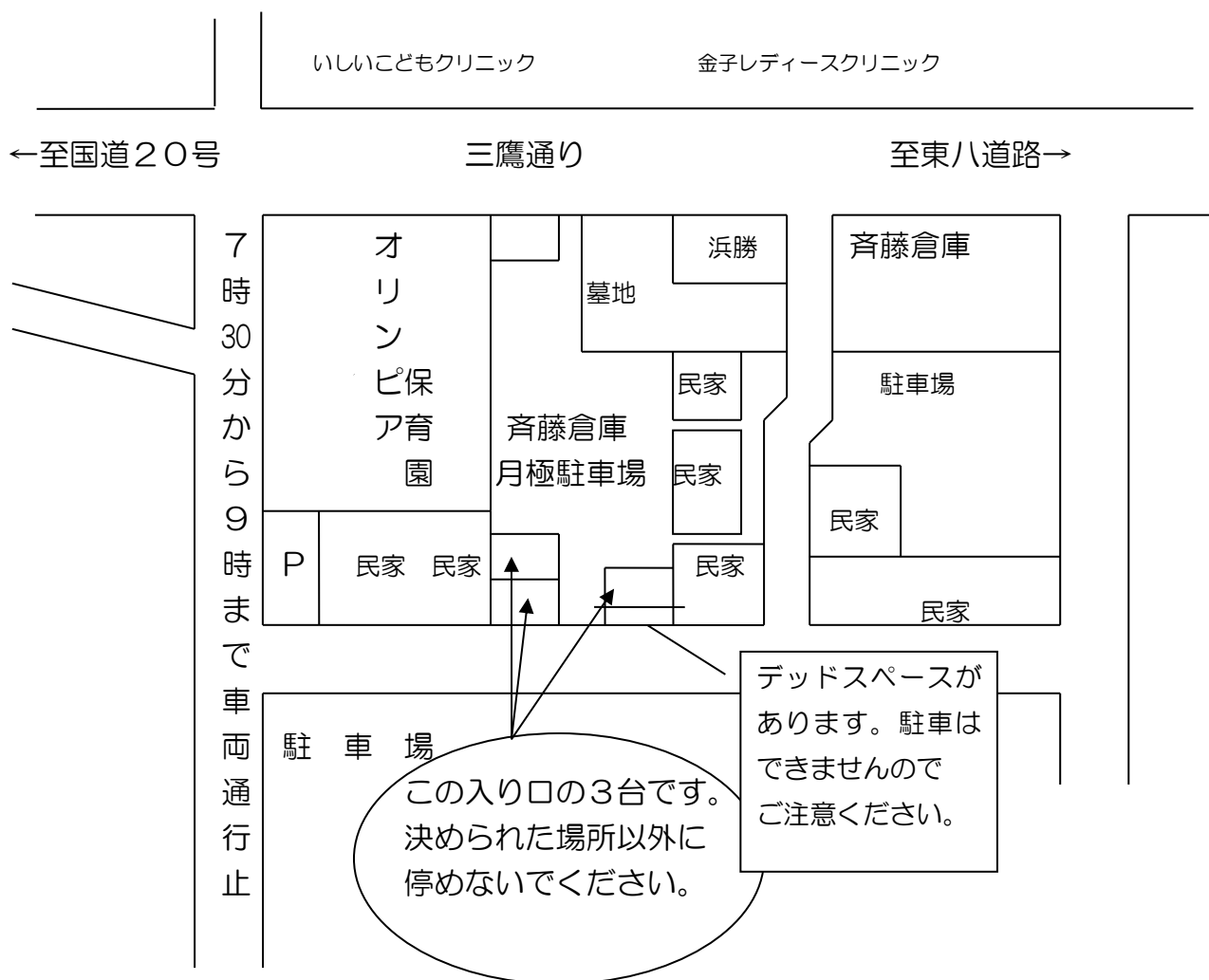
オリンピック保育園

非常災害訓練計画・避難訓練

期目標	月	設定	訓練内容	指導上の留意点			準備	担当者	
				ポイント	乳児	幼児			
避難方法及び避難場所を知る。	4	午後保育中	●避難訓練	火災 集まりっこ	・集まることを知る ・放送による合図を知る。	個々の子どもの様子を把握して恐怖心を持たせないように避難する。	・避難用リュック ・防災頭巾・救急用具・おんぶひも・携帯電話 ・懐中電灯 ・粉ミルク ・オムツ ・その他（備蓄庫）		
	5	室内保育中		地震	・室内での地震避難の方法を知る	個々の子どもの様子を把握して安全な場所へすみやかに避難する。	合図を知り保育者の指示に従い行動する大切さを知る。		
注意力と判断力を養う。	6	消防署員と一緒に		・火災防災教室 ・水害訓練	・火事の怖さをしる。初期消火訓練をする。防火扉を閉める。 ・野川の氾濫に備えて避難行動をする	子どもたちをおんぶ・抱っこ・避難車に乗せ避難する。 ・速やかに3階ホールに避難する。	消防署の署員の話の聞いたり、火事の怖さを知る。 ・慌てず、大人の話の聞いて3階ホールに避難する。		
	7	午前保育中		火災3階 湯沸かし室	・保育中での避難。お・かしもちを知る。防火扉を閉める。	保育者の誘導により安全な場所への避難方法を知る。	静かに押さない・あわてないで、決まりを守って避難する。		
	8	夕方		台風	・台風時の対応を知る。 ・状況の把握。	保育者の指示に従い待機する。	保育者の指示に従い待機する。		
俊敏性の訓練をする。	9	午後保育中	●通報訓練	地震 引き渡し訓練	・安全な場所に避難。 ・火災の話を書く災害の話を書く。	保育者の指示に従い避難する。	保育者の指示に従い、みんなと一緒に避難する。		
	10	消防署員と一緒に		火災防災教室	・乳児室からの出火。 ・防火扉を閉める。	すみやかに、安全な場所へ移動する方法を工夫する。	保育者の指示に従い安全な避難経路で避難する。		
	11	食事中		地震	安全な場所に避難をする	保育士の指示に従い安全な場所に避難する。	今いる場所が安全かを確認し適切な行動を取り避難する。		
	12	戸外遊び中		火災・調理室	・戸外遊びでの避難の方法を知る。	保育者の誘導のより安全な場所に避難する。	訓練を重ねることによって状況を判断し素早く避難出来るようにする。		
災害に対する自覚を養い、的確な行動をする。	1	午前保育中	●消火訓練	火災・事務室	・放送が使えない時の避難の仕方を知る。	保育者の誘導のより安全な場所に避難する。	保育者の声掛けを聞き速やかに行動し非難する。		
	2	午前保育中		地震	・合図を聞く。	個々の子どもの様子を把握して安全な場所へすみやかに避難する。	合図を知り保育者の指示に従い行動する大切さを知る。		
	3	午睡中		火災	・安全な避難経路確認 ・防火扉を閉める。	保育者の誘導により、安全な場所へ避難する。	合図を良く聞いて保育者の指示通りに決まりや約束を守って避難する。		

オリンピック保育園園舎北側駐車場案内図

園舎都道側(三鷹通り側)に3台分と下記の場所に3台分あります。



オリンピック保育園「園のしおり」

平成19年4月	新装改訂
平成20年4月	一部改正
平成21年4月	一部改正
平成22年4月	一部改正
平成23年4月	一部改正
平成24年4月	一部改正
平成24年5月	一部改正
平成25年4月	一部改正
平成26年3月	一部改正
平成27年2月	一部改正
平成28年2月	一部改正
平成29年2月	一部改正
平成30年2月	一部改正
平成31年2月	一部改正
令和 元年8月	一部訂正
令和 2年2月	一部改正
令和 3年2月	一部改正
令和 4年1月	一部改正
令和 5年1月	一部改正
令和 6年1月	一部改正
令和 7年1月	一部改正

オリンピック保育園園のしおりは許可なく複写、複製、転載等を禁じます。